

桑名市・多度町・長島町合併協議会

第 4 回 会 議 資 料

日 時：平成 15 年 6 月 2 日（月）午後 1 時 30 分～

場 所：桑名市消防本部 2 階研修室

配付資料一覧

報告第 1 3 号	桑名市・多度町・長島町合併協議会委員の変更について.....	p 1
報告第 1 4 号	新市名称候補選定小委員会委員及び委員会報告について.....	p 2
報告第 1 5 号	新市建設計画策定小委員会報告について.....	p 4
協議第 9 号	地方税の取扱いについて.....	p 5
協議第 1 0 号	財産及び公の施設の取扱いについて.....	p 1 8
協議第 1 1 号	町・字名の区域及び名称の取扱いについて.....	p 3 0
協議第 1 2 号	納税制度について（各種事務事業の取扱い）.....	p 5 6
協議第 3 号の 3	合併の期日について.....	p 5 9
協議第 6 号の 2	議会議員の定数及び任期の取扱いについて.....	p 6 2

次回（第 5 回会議）提案事項

協議第 1 3 号	組織及び機構の取扱いについて.....	p 6 5
協議第 1 4 号	慣行の取扱いについて.....	p 7 0
協議第 1 5 号	都市計画に関する取扱いについて.....	p 7 5
協議第 1 6 号	姉妹友好都市・国際交流事業について （各種事務事業の取扱い）.....	p 8 2
協議第 1 7 号	情報公開制度について（各種事務事業の取扱い）.....	p 8 4

第4回会議日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

(1) 報告事項

報告第13号	桑名市・多度町・長島町合併協議会委員の変更について
報告第14号	新市名称候補選定小委員会委員及び委員会報告について
報告第15号	新市建設計画策定小委員会報告について

(2) 協議事項

協議第 9号	地方税の取扱いについて
協議第10号	財産及び公の施設の取扱いについて
協議第11号	町・字名の区域及び名称の取扱いについて
協議第12号	納税制度について(各種事務事業の取扱い)

(3) 継続協議

協議第 3号の3	合併の期日について
協議第 6号の2	議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(4) 次回(第5回会議)提案事項

協議第13号	組織及び機構の取扱いについて
協議第14号	慣行の取扱いについて
協議第15号	都市計画に関する取扱いについて
協議第16号	姉妹友好都市・国際交流事業について(各種事務事業の取扱い)
協議第17号	情報公開制度について(各種事務事業の取扱い)

5. その他

6. 閉 会

報告第13号

桑名市・多度町・長島町合併協議会委員の変更について

桑名市・多度町・長島町合併協議会委員の変更について、下記のとおり報告する。

平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会長 水谷 元

記

	新委員氏名	旧委員氏名	所属・役職名	変更年月日
2号委員	吉 良 勇 蔵	伊 藤 明	桑名市議会議長	平成15年5月13日
	竹 石 正 徳	川 口 拓 夫	桑名市議会副議長	平成15年5月13日
	西 田 道 夫	伊 藤 昭 男	多度町議会議長	平成15年5月8日
	水 谷 正	西 田 義 昭	多度町議会副議長	平成15年5月8日
3号委員	伊 藤 明	金 森 靖 夫	桑名市議会選出議員	平成15年5月14日
	江 上 元 一	江 上 元 一	多度町議会選出議員	平成15年5月8日

報告第14号

新市名称候補選定小委員会委員及び委員会報告について

新市建設計画策定小委員会委員の選任及び会議の内容について、次のとおり報告する。

平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会長 水谷 元

新市名称候補選定小委員会 委員名簿

	氏 名	所属・役職名
1市2町の 助役あるいは 収入役	小 西 良 輝	桑名市助役
	コ ニシ ヨシ テル	
	水 谷 孝 芳	多度町収入役
	ミズ タニ タカ ヨシ	
黒 田 博	ク ロ ダ ヒロシ	長島町収入役
1市2町の 議会が選出する 議員	竹 石 正 徳	桑名市議会選出議員
	タケ イシ マサ ノリ	
	磯 貝 貞 夫	多度町議会選出議員
	イソ ガイ サダ オ	
	大 森 恵	長島町議会選出議員
オオ モリ メグミ		
学識経験を 有する者	市 川 景 範	桑名市
	イチ カワ カゲ ノリ	
	伊 藤 三 洋	多度町
	イ トウ ミ ヒロ	
	野 原 俊 一 郎	長島町
ノ ハラ シュンイチロウ		

(順不同・敬称略)

新市名称候補選定小委員会 第1回委員会報告書

開催日時：平成15年5月26日(月)午前10時～11時17分

開催場所：桑名市消防本部 2階研修室

出席委員：委員9名中9名出席

1. 協議事項

委員長及び副委員長の選出について

委員長 大 森 恵(長島町議会議員)

副委員長 竹 石 正 徳(桑名市議会議員)

副委員長 磯 貝 貞 夫(多度町議会議員)

2. 報告事項

新市名称候補選定小委員会規程について

新市名称候補選定小委員会の役割について

報告第15号

新市建設計画策定小委員会報告について

新市建設計画策定小委員会会議の内容について、次のとおり報告する。

平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会長 水谷 元

新市建設計画策定小委員会 第3回委員会報告書

開催日時：平成15年5月26日(月)午後1時30分～3時20分

開催場所：桑名市消防本部 2階研修室

出席委員：委員13名中13名出席

1. 報告事項

新市建設計画策定小委員会委員の変更について

合併協議会第3回会議事項について

新市建設計画策定支援業務に係る委託契約の概要について

2. 協議事項

住民意向調査(アンケート)内容の素案について

協議第 9 号

地方税の取扱いについて
 地方税の取扱いについて次のとおり提出する。
 平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
 会長 水谷 元

協定項目	地方税の取扱い	関係項目	個人市(町)民税・法人市(町)民税・固定資産税・軽自動車税・市(町)たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・入湯税・都市計画税
調整の内容	<p>1市2町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)個人市民税は、現行の標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用し、適用期間の経過後は地方税法第310条の規定により現行の桑名市と同様の年額2,500円となる。</p> <p>(2)固定資産税について、市街化区域農地の宅地並課税については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の課税を採用し、適用期間の経過後は中部圏の特定市となっている桑名市と同様となる。なお、長島町税条例第62条第2項については、合併後も新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3)軽自動車税の納期については、桑名市、長島町の例により調整する。</p> <p>(4)鉱産税については、多度町、長島町の例により調整する。</p> <p>(5)入湯税について、桑名市域については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税免除を適用する。また、多度町、長島町においては、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用し不均一課税とする。なお、適用期間の経過後は長島町の例により調整する。</p> <p>(6)都市計画税については、桑名市の例により調整することとするが、多度町、長島町域については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税免除を適用する。</p>		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

地方税の取扱いについて、1市2町の相互に賦課に関し差異があるものには、極力、合併特例法第10条の規定を適用し、最大限の期間(合併日の属する年度及びこれに続く5年度)課税免除または不均一の課税を行うこととし、適用期間終了後は適正と判断する市(町)の例により調整することを提案する。

(協議第9号関係)

地方税の取扱いに関する制度の内容について

留意事項(関係法令)	留意事項(合併特例法に規定する地方税の取扱い)
<p>地方税法(昭和25年法律第226号)</p> <p>(地方団体の課税権)</p> <p>第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。</p> <p>(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)</p> <p>第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。</p> <p>2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。</p> <p>(市町村が課することができる税目)</p> <p>第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。</p> <p>2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村民税 2. 固定資産税 3. 軽自動車税 4. 市町村たばこ税 5. 鉱産税 6. 特別土地保有税 <p>3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。</p> <p>4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。</p> <p>(第5項 省略)</p> <p>6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画税 2. 水利地益税 3. 共同施設税 4. 宅地開発税 5. 国民健康保険税 <p>7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。</p> <p style="text-align: right;">(追加) 平11法087</p>	<p>市町村の合併に関する法律(昭和40年・法律第6号)</p> <p>(地方税に関する特例)</p> <p>第10条</p> <p>合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: right;">(改正) 平14法004</p>

(協議第9号関係)

地方税の取扱いに関する制度の内容について

留意事項(関係法令)

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合(次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

(第2項～第4項 省略)

(協議第9号関係)				備 考
現 況 1市2町の課税税目				備 考
普通税				
税 目	桑名市	多度町	長島町	
市(町)民税				
固定資産税				
軽自動車税				
市(町)たばこ税				
鉱産税				
特別土地保有税				
目的税				
税 目	桑名市	多度町	長島町	
入湯税				
都市計画税				

普通税: 一般歳出にあてるために課す租税

目的税: 特定事業の財源として徴収される税

桑名市、多度町の国民健康保険税は、目的税としてではなく、市(町)国民健康保険税条例の中で取り扱われている。なお、長島町は国民健康保険料として料金体系となっている。

(協議第9号関係)

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	個人市(町)民税
基本調整方針	個人市民税は、現行の標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用し、適用期間の経過後は地方税法第310条の規定により現行の桑名市と同様の年額2,500円となる。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
納税義務者	市内に住所を有する個人：所得割、均等割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者：均等割		
均等割	税率 2,500円/年(標準税率) 非課税基準 315,000円	税率 2,000円/年(標準税率) 非課税基準 280,000円	(均等割の税率について)
所得割	200万円以下の金額：3%(標準税率) 200万円超から700万円以下の金額：8%(標準税率) 700万円超 の金額：10%(標準税率) 特例措置により12% 10%		
普通徴収 (納期)	第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 1月1日～1月31日		
特別徴収 (納期)	6月から翌年5月までの各月につき、翌月の10日まで		
減免規定	生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれ準じると認められる者 学生及び生徒		

1市2町とも標準税率を採用しているが、地方税法第310条の規定による人口区分によると、多度町・長島町が年額2,000円から2,500円に引き上げとなる。

参考：地方税法第310条の人口区分
 人口5万人以上50万人未満の市 ...2,500円
 上記以外の市並びに町村 ...2,000円

(減免規定について)
 桑名市のみ取扱規定がある。

【根拠法令】地方税法、桑名市市税条例、多度町税条例、長島町税条例

(協議第9号関係)			
協議項目	地方税の取扱い	関係項目	法人市(町)民税
基本調整方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現 況			備 考
桑名市・多度町・長島町			
納税義務者	<p>市(町)内に事務所又は事業所を有する法人：均等割、法人税割</p> <p>市(町)内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市(町)内に事務所又は事業所を有しないもの及び市(町)内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの：均等割</p>		
均等割	公共法人を除き以下のとおり 標準税率適用		
	区 分		税 額
	1号法人	資本金等の金額50億円超。従業員数50人超	年額300万円
	2号法人	資本金等の金額10億円超、50億円以下。従業員数50人超	年額175万円
	3号法人	資本金等の金額10億円以下。従業員数50人超	年額 41万円
	4号法人	資本金等の金額 1億円超、10億円以下。従業員数50人超	年額 40万円
	5号法人	資本金等の金額 1億円超、10億円以下。従業員数50人以下	年額 16万円
	6号法人	資本金等の金額1千万円超、1億円以下。従業員数50人超	年額 15万円
	7号法人	資本金等の金額1千万円超、1億円以下。従業員数50人以下	年額 13万円
	8号法人	資本金等の金額1千万円以下。従業員数50人超	年額 12万円
9号法人	上記以外の法人等	年額 5万円	
法人税割	12.3%(標準税率)		
納 期	地方税法に規定されている納期限		
減免規定	<p>民法第34条の公益法人</p> <p>地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁団体及び政党交付金の交付を受けた政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体</p> <p>特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p>		(減免規定について) 桑名市のみ取扱規定がある。
【根拠法令】地方税法、桑名市市税条例、多度町税条例、長島町税条例			

(協議第9号関係)

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	固定資産税
基本調整方針	市街化区域農地の宅地並課税については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の課税を採用し、適用期間の経過後は中部圏の特定市となっている桑名市と同様となる。なお、長島町税条例第62条第2項については、合併後も新市に引き継ぐものとする。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者		
課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格		
税 率	課税標準額の1.4%(標準税率)	税条例第62条第2項によるもの 課税標準額の0.7% 税条例第62条第2項によるもの以外 課税標準額の1.4%(標準税率)	
免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満		
納 期	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日		
減免の範囲	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 公益のため直接専用する固定資産(有料使用するものを除く)の所有者 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産の所有者		
			(市街化区域農地の課税について) 現在、桑名市が中部圏の特定市として市街化区域農地の宅地並課税が適用されている。 三大都市圏の特定市の市街化区域農地は、いわゆる宅地並課税の対象とされており、負担調整措置も一般住宅用地と同様のものが適用される。そのため新市においても、これが適用されることになる。 (税率について) 長島町が不均一課税をとっている。 (減免規定について) 桑名市のみ取扱規定がある。

【根拠法令】地方税法、桑名市市税条例、多度町税条例、長島町税条例

(協議第9号関係)			
協議項目	地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
基本調整方針	納期については、桑名市、長島町の例により調整する。		
現 況			備 考
桑名市 ・ 多度町 ・ 長島町			
納税義務者	軽自動車等の所有者又は使用者		
標準税率適用			
税 率	車 種	種 類	税 額
	原動機付自転車	総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6キロワット以下のもの	1,000円
		2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200円
		2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600円
		3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500円
	軽自動車	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400円
		3輪のもの	3,100円
		4輪以上のもの(乗用:営業用)	5,500円
		4輪以上のもの(乗用:自家用)	7,200円
		4輪以上のもの(貨物用:営業用)	3,000円
		4輪以上のもの(貨物用:自家用)	4,000円
		専ら雪上を走行するもの	2,400円
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円
		その他のもの	4,700円
2輪の小型自動車		4,000円	

現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	(弁償金について) 協議事項「使用料及び手数料等の取扱い」にて協議予定 (減免規定について) 桑名市のみ取扱規定がある。
納 期	5月1日～5月31日	4月1日～4月30日	5月1日～5月31日	
標識再交付	弁償金 無料	弁償金 100円	弁償金 150円	
減免の範囲	公益の為直接専用すると認めた軽自動車等 身体障害者及び精神障害者が所有する軽自動車等 身体障害者及び精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等で前述の者のため常時介護する者が運転する軽自動車等 その構造が専ら身体障害者等の利用に供する為のものである軽自動車等			
【根拠法令】地方税法、桑名市市税条例、多度町税条例、長島町税条例				

(協議第9号関係)			
協議項目	地方税の取扱い	関係項目	市(町)たばこ税
基本調整方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現 況			備 考
	桑名市・多度町・長島町		
納税義務者	製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者		
税 率	紙巻たばこ	1,000本につき2,668円	
	旧3級品紙巻たばこ	1,000本につき1,266円	
納 期	前月の販売分について、翌月末日までに申告納付		

【根拠法令】地方税法、桑名市市税条例、多度町税条例、長島町税条例

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	鉾産税
基本調整方針	多度町、長島町の例により調整する。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
納税義務者	鉾物の掘採の事業者		
税 率	標準税率適用		
	税率 1% (但し、200万円以下 0.7%)		
納 期	翌月の15日から同月末日		

【根拠法令】地方税法、多度町税条例、長島町税条例

(協議第9号関係)

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	特別土地保有税
基本調整方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現 況			備 考
	桑名市・多度町・長島町		税条例により平成15年度から当分の間、課税しない。
納税義務者	土地又はその取得に対して、土地の所有者又は取得者		
税 率	保有分	1.4%	
	取得分	3.0%	
課税標準	土地の取得価格		
免税点	5,000㎡未満		

[根拠法令] 地方税法、桑名市市税条例、多度町税条例、長島町税条例

(協議第9号関係)

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	入湯税
基本調整方針	桑名市域については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税免除を適用する。また、多度町、長島町においては、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用し不均一課税とする。なお、適用期間の経過後は長島町の例により調整する。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客		
税 額		入湯客1人1日150円	ホテル又は旅館及びこれに類する施設を利用する者1人1日210円 国民宿舎、寮、保養所及びこれに類する施設を利用する者1人1日150円 入湯料金を徴収する前2号以外の施設を利用する者1人1日60円
納 期	前月の1日から末日までの分を当月15日までに		
課税免除		免除規定なし	年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 学校の行事として行われる修学旅行の生徒

【根拠法令】地方税法、多度町税条例、長島町税条例

(協議第9号関係)

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	都市計画税	
基本調整方針	桑名市の例により調整することとするが、多度町、長島町域については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税免除を適用する。			
現 況			備 考	
	桑名市	多度町	長島町	桑名市のみ都市計画税の制度を有する。 (参考)地方税法第702条により、都市計画税の対象区域は、市街化区域及び市街化調整区域を定める都市計画区域にあっては、市街化区域に限られている。都市計画税は都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための税源である。
納税義務者	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者			
税 率	課税標準額の0.2%			
免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満			
賦課期日	1月1日			
納 期	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日			
減免の範囲	減免規定なし			

【根拠法令】地方税法、桑名市市税条例

協議第10号

財産及び公の施設の取扱いについて
財産及び公の施設の取扱いについて次のとおり提出する。
平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	財産及び公の施設の取扱い	関係項目	
調整の内容	1市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

財産の取扱いについては、合併後の一体性の観点から、合併前の市町が所有する財産をすべて新市に引き継ぐことが適当である。また、住民にとっても、公の施設を共有できることは大きなメリットであるといえる。

そこで、1市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとするを提案する。

(協議第10号関係)

留意事項	留意事項(関係法令)
<p>合併後の市町村の一体性の観点から、合併前の市町村が持っていた財産(土地、建物、債権及び債務等)は、新たな市町村に引き継ぐ場合がほとんどです。公の施設を共有してできることは、住民にとっては大きなメリットです。ただし、合併関係市町村の中に、その財産を新たな市町村に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議により地方自治法第295条に基づく財産区を設置することも可能です。</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>(市町村の廃置分合及び境界変更) 第7条</p> <p>市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p> <p>4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>(第6項及び第7項 省略)</p> <p>(財産の管理及び処分) 第237条</p> <p>この法律において「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p>

(協議第10号関係)

総括

平成13年度決算

現況

項目		桑名市	多度町	長島町	1市2町合計	備考
主な財産	行政財産 (㎡)	土地	1,322,031.28	171,532.00	241,078.00	1,734,641.28
		建物	336,730.77	42,351.00	54,417.00	433,498.77
	普通財産 (㎡)	土地	80,923.93	429,345.00	1,349,082.00	1,859,350.93
		建物	1,439.78	0.00	0.00	1,439.78
	山林 (㎡)		9,073	427,106	2,078	438,257
	動産			多度山上給水施設1式		多度山上給水施設1式
	物件 (㎡)			760		760
	無形財産権			1件		1件
	有価証券及び出資 (千円)		643,850	45,531	81,720	771,101
	物品(車両) (台)		184	35	50	269
	基金 (千円)		9,672,820	3,099,472	6,540,125	19,312,417
債務	債権 (千円)		1,907,449	0	14,734	1,922,183
	地方債等 (千円)		67,000,494	8,899,245	9,140,326	85,040,065
	債務負担行為に基づく 平成14年度以降の支出予定額(千円)		6,195,680	197,051	182,979	6,575,710

(協議第10号関係)

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	桑名市			多度町			長島町			1市2町合計		
	土 地	建 物 (延面積)		土 地	建 物 (延面積)		土 地	建 物 (延面積)		土 地	建 物 (延面積)	
	(地積)	木造	非木造	(地積)	木造	非木造	(地積)	木造	非木造	(地積)	木造	非木造
行政財産	1,322,031.28	5,311.15	331,419.62	171,532	1,717	40,634	241,078	396	54,021	1,734,641.28	7,424.15	426,074.62
公用財産	135,760.84	903.69	46,907.32	20,292	0	3,624	25,281	108	8,886	181,333.84	1,011.69	59,417.32
本庁舎	12,662.60	0.00	15,945.08	20,292	0	3,624	11,248	0	6,120	44,202.60	0.00	25,689.08
支所庁舎	15,536.40	0.00	4,471.73	0	0	0	2,977	0	882	18,513.40	0.00	5,353.73
消防施設	12,977.89	44.71	11,547.59	0	0	0	11,056	108	1,884	24,033.89	152.71	13,431.59
その他	94,583.95	858.98	14,942.92	0	0	0	0	0	0	94,583.95	858.98	14,942.92
公共用財産	1,186,270.44	4,407.46	284,512.30	151,240	1,717	37,010	215,797	288	45,135	1,553,307.44	6,412.46	366,657.30
幼稚園	小学校に含む	160.45	7,488.70	3,188	0	961	14,281	0	3,069	17,469.00	160.45	11,518.70
小学校	291,874.77	688.83	105,501.80	57,721	0	16,871	46,539	0	13,189	396,134.77	688.83	135,561.80
中学校	163,623.59	175.09	50,712.96	23,392	25	6,930	26,008	0	7,855	213,023.59	200.09	65,497.96
保育園	14,578.75	314.05	5,199.88	2,477	0	935	1,673	0	740	18,728.75	314.05	6,874.88
公営住宅	74,366.84	474.15	45,491.66	1,922	453	0	9,428	0	2,314	85,716.84	927.15	47,805.66
公園	395,772.31	157.60	1,703.47	10,314	0	0	34,472	0	6	440,558.31	157.60	1,709.47
児童館	1,214.92	0.00	728.59	0	0	0	0	0	0	1,214.92	0.00	728.59
福祉施設	32,486.01	412.43	8,871.45	0	0	0	3,754	0	2,308	36,240.01	412.43	11,179.45
体育施設	44,254.00	0.00	7,953.00	0	0	0	6,079	0	1,487	50,333.00	0.00	9,440.00
その他	168,099.25	2,024.86	50,860.79	52,226	1,239	11,313	73,563	288	14,167	293,888.25	3,551.86	76,340.79
普通財産	80,923.93	148.58	1,291.20	429,345	0	0	1,349,082	0	0	1,859,350.93	148.58	1,291.20
土地及び建物	71,850.93	148.58	1,291.20	2,239	0	0	1,349,082	0	0	1,423,171.93	148.58	1,291.20
山林	9,073.00	0.00	0.00	427,106	0	0	0	0	0	436,179.00	0.00	0.00
その他の財産	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
合 計	1,402,955.21	5,459.73	332,710.82	600,877	1,717	40,634	1,590,160	396	54,021	3,593,992.21	7,572.73	427,365.82

行政財産 = 公有財産のうち、地方公共団体において現に公用もしくは公共用に供し、又は供するものと決定した財産(地方自治法第238号第3項)

普通財産 = 行政財産以外の一切の公有財産(同法同項)。直接特定の行政目的のために供されるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場でこれを所有し、その経済的価値を發揮させるために管理する財産。

(協議第10号関係)

(2) 山林

(単位：㎡)

	桑名市	多度町	長島町	1市2町合計	備考
土地の権利の区分	面積	面積	面積		
所有	9,073	427,106	2,078	438,257	
分収	0	0	0	0	
合計	9,073	427,106	2,078	438,257	

(3) 動産

	桑名市	多度町	長島町	1市2町合計	備考
動産		多度山上給水施設1式		多度山上給水施設1式	

(4) 物権

(単位：㎡)

	桑名市	多度町	長島町	1市2町合計	備考
地上権		760		760	
合計		760		760	

(5) 無体財産権

	桑名市	多度町	長島町	1市2町合計	備考
著作権		1件		1件	

(6) 有価証券

(単位：千円)

	桑名市	多度町	長島町	1市2町合計	備考
株券			5,000	5,000	
合計			5,000	5,000	

(協議第10号関係)

(7) 出資による権利

(単位：千円)

	桑名市	多度町	長島町	1市2町合計	備 考
出資金	49,597	30,930	53,100	133,627	
出損金	190,553	14,601	23,620	228,774	
預託金	403,700	0	0	403,700	
合 計	643,850	45,531	76,720	766,101	

(8) 保有車両数

(単位：台)

	桑名市		多度町		長島町	1市2町合計		備 考
乗用車	(23)	60	(2)	15	16	(25)	91	
貨客車	(15)	47	(1)	11	13	(16)	71	
バス		2		4	2		8	
トラック		6		3	8		17	
じん芥車		15		0	0		15	
消防車		31		0	9		40	
救急車		5		0	0		5	
特殊車	(3)	14		1	1	(3)	16	
原付		4		1	1		6	
合 計	(41)	184	(3)	35	50	(44)	269	

()リース内数

()リース内数

リースなし

()リース内数

(協議第10号関係)

(9) 基金

平成13年度決算額

(単位：千円)

項 目	桑名市	多度町	長島町	1市2町 合計	備 考
積立基金現在高	8,290,228	2,319,742	5,842,791	16,452,761	
一般会計					
財政調整基金	5,307,664	1,316,672	1,477,787	8,102,123	
減債基金	814,357	141,960	120,251	1,076,568	
その他特定目的基金	2,168,207	861,110	4,244,753	7,274,070	
特別会計					
積立基金現在高	271,182	157,000	164,683	592,865	
財政調整基金	0	0	66,036	66,036	
減債基金	0	0	0	0	
その他特定目的基金	271,182	157,000	98,647	526,829	
企業会計					
積立金現在高	1,110,910	85,000	218,913	1,414,823	
利益積立金	0	0	111,000	111,000	
減債積立金	103,846	35,000	107,913	246,759	
その他特定目的積立金	1,007,064	50,000	0	1,057,064	
積立(基)金現在高(合計)	9,672,320	2,561,742	6,226,387	18,460,449	
定額運用基金現在高	500	537,730	313,738	851,968	
土地開発基金	0	503,220	312,738	815,958	
その他定額運用基金	500	34,510	1,000	36,010	
合 計	9,672,820	3,099,472	6,540,125	19,312,417	

(10) 債権

(単位：千円)

項 目	桑名市	多度町	長島町	1市2町 合計	備 考
福祉資金貸付金	168,072	0	4,726	172,798	
住宅新築資金等貸付金	1,735,477	0	9,538	1,745,015	
住宅改修資金等貸付金	0	0	470	470	
看護婦等就学資金貸付金	3,900	0	0	3,900	
合 計	1,907,449	0	14,734	1,922,183	

(協議第10号関係)

(11) 地方債等

平成13年度末現在高

(単位：千円)

項 目	桑名市	多度町	長島町	1市2町 合計	備 考
一般会計	27,909,795	2,833,666	3,595,446	34,338,907	
特別会計	30,711,557	4,904,764	4,688,328	40,304,649	
下水道事業	28,060,625	0	0	28,060,625	
公共下水道事業	0	4,149,986	4,658,646	8,808,632	
農業集落排水事業	729,753	754,778	0	1,484,531	
住宅新築資金等貸付事業	1,837,471	0	29,682	1,867,153	
福祉資金等貸付事業	83,708	0	0	83,708	
企業会計	8,379,142	1,160,815	856,552	10,396,509	
市民病院事業	514,802	0	0	514,802	
水道事業	6,163,746	1,160,815	856,552	8,181,113	
ガス事業	1,700,594	0	0	1,700,594	
合 計	67,000,494	8,899,245	9,140,326	85,040,065	

(12) 債務負担行為額

(単位：千円)

項 目	平成14年度以降債務負担行為額 (平成13年度決算)	備 考
桑名市	6,195,680	
一般会計	4,379,302	
特別会計	107,656	
企業会計	1,708,722	
多度町	197,051	
一般会計	197,051	
特別会計	0	
企業会計	0	
長島町	182,979	
一般会計	0	
特別会計	182,979	
企業会計	0	
合 計	6,575,710	

(協議第10号関係)

< 参考資料 >

貸借対照表 平成14年3月31日現在

(単位:円)

区分		桑名市土地開発公社	多度町土地開発公社	長島町・木曾岬町土地開発公社	1市2町 合計	備 考
資産の部	(1)現金及び預金	444,178,636	147,920,948	189,833,131	781,932,715	
	(2)公有用地	13,589,882,875			13,589,882,875	
	(3)未収金	80,172,408			80,172,408	
	(4)仮払金		666,300		666,300	
	(5)未成土地		4,115,691,007		4,115,691,007	
	(合計)	14,114,233,919	4,264,278,255	189,833,131	18,568,345,305	
	固定資産(合計)			454652198	454,652,198	
	資産合計	14,114,233,919	4,264,278,255	644,485,329	19,022,997,503	
負債の部	(1)未払金	4,548,098	27,170,950	4,784,850	36,503,898	
	(2)短期借入金	13,553,914,732	3,096,000,000		16,649,914,732	
	(3)前受金		1,050,996,350		1,050,996,350	
	(4)団地整備引当金			594,952,863	594,952,863	
	(合計)	13,558,462,830	4,174,167,300	599,737,713	18,332,367,843	
	(1)長期借入金			21919200	21,919,200	
(2)退職給与引当金				0		
	(合計)	0	0	21,919,200	21,919,200	
	特定引当金(合計)					
	負債合計	13,558,462,830	4,174,167,300	621,656,913	18,354,287,043	
資本の部	(1)基本財産	5,000,000	10,000,000	10,000,000	25,000,000	
	(合計)	5,000,000	10,000,000	10,000,000	25,000,000	
	(1)前年度繰越準備金	498,019,802	78,631,138		576,650,940	
	(2)繰越利益剰余金			12,379,292	12,379,292	
	(3)当年度純利益	52,751,287	1,479,817	449,124	54,680,228	
	(合計)	550,771,089	80,110,955	12,828,416	643,710,460	
	資本合計	555,771,089	90,110,955	22,828,416	668,710,460	
	負債・資本金合計	14,114,233,919	4,264,278,255	644,485,329	19,022,997,503	

(協議第10号関係)

< 参考資料 >

損益計算書 平成13年4月1日から平成14年3月31日

(単位:円)

区 分	桑名市土地開発公社	多度町土地開発公社	長島町・木曾岬町土地開発公社	1市2町 合計	備 考
事業収益	448,257,272	148,088,689	0	596,345,961	
(1)公有地取得事業収益	448,257,272	148,088,689		596,345,961	
(2)土地造成事業収益		0		0	
(3)附帯等事業収益		1,360,800		1,360,800	
事業原価	436,669,360	146,539,117	0	583,208,477	
(1)公有地取得事業原価	436,669,360	146,539,117		583,208,477	
(2)公有地売却原価				0	
(3)土地造成事業原価				0	
(4)附帯等事業原価		84,168		84,168	
事業総利益	11,587,912	1,549,572	0	13,137,484	
販売費及び一般管理費	9,458,977	135,950		9,594,927	
事業利益	2,128,935	1,329,454	0	3,458,389	
事業外収益	50,622,352	150,363	617,249	51,389,964	
(1)受取利息	657,137	150,363	617,249	1,424,749	
(2)雑収益	49,965,215			49,965,215	
(3)団地修繕整備引当金取崩額				0	
(4)負担金				0	
事業外費用	0	0	168,125	168,125	
(1)雑損失		0		0	
(2)団地修繕費				0	
(3)一般管理費			168,125	168,125	
(4)支払利息				0	
経常利益	52,751,287	1,479,817	449,124	54,680,228	
当期純利益	52,751,287	1,479,817	449,124	54,680,228	

(協議第10号関係)

< 参考資料 >

(財) 桑名市開発公社
貸借対照表 平成14年3月31日現在 (円)

		区 分	金 額
資産の部	流動資産	(1) 現金及び預金	1,340,603,125
		(2) 公有用地	
		(3) 未収金	
		(合 計)	1,340,603,125
	事業費仮勘定	用地費	26,480,910
		管理費	4,301,476
(合 計)		30,782,386	
資産合計			1,371,385,511
負債の部	流動負債	(1) 未払金	
		(2) 短期借入金	
		(合 計)	0
	固定負債	(1) 長期借入金	
		(2) 退職給与引当金	
		(合 計)	0
負債合計			0
資本の部	基本金(合計)		1,500,000
	剰余金	(1) 繰越利益剰余金	1,267,209,035
		(2) 当期利益	102,676,476
		(合 計)	1,369,885,511
資本合計			1,371,385,511
負債・資本金合計			1,371,385,511

損益計算書 平成13年4月1日から14年3月31日 (円)

		区 分	金 額
		事業収益	114,967,398
	(1) 土地売却収益		114,967,398
		事業原価	15,970,990
	(1) 土地売却収益		15,970,990
		事業総利益	98,996,408
		販売費及び一般管理費	117,394
		事業利益	98,879,014
		事業外利益	3,797,462
	(1) 受取利息		3,793,867
	(2) 雑収入		3,595
		事業外費用	0
		当期利益	102,676,476

(協議第10号関係)

< 参考資料 >

(財) 桑名市文化スポーツ振興公社
貸借対照表 平成14年3月31日現在

(円)

区 分		金 額	
資産の部	流動資産	(1) 現金及び預金	77,487,551
		(2) 未収金	896,953
		(合 計)	78,384,504
	固定資産	(1) 普通預金(基本財産)	50,000,000
		(2) 退職給与引当預金 (その他の固定資産)	682,800
		(合 計)	50,682,800
資産合計		129,067,304	
負債の部	流動負債	(1) 未払金	59,238,729
		(2) 預り金	455,699
		(合 計)	59,694,428
	固定負債	(1) 退職給与引当金	682,800
		(合 計)	682,800
負債合計		60,377,228	
正味財産の部	(1) 正味財産		68,690,076
	正味財産	(うち当期正味財産増加額)	(3,645,559)
		(うち前年繰越正味財産増加額)	(65,044,517)
	正味財産合計		68,690,076
負債及び正味財産の部合計		129,067,304	

正味財産増減計算書

平成13年4月1日から14年3月31日

(円)

区 分		金 額	
増加の部	資産増加額	当期収支差額	3,645,559
		増加額合計	3,645,559
	当期正味財産増加額		3,645,559
	前期繰越正味財産額		65,044,517
	期末正味財産合計額		68,690,076

協議第11号

町・字名の区域及び名称の取扱いについて
 町・字名の区域及び名称の取扱いについて次のとおり提出する。
 平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
 会長 水谷 元

協定項目	町・字名の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の内容	1. 町、字の区域については、現行のとおりとする。 2. 桑名市の町(まち)の名称については、現行のとおりとする。 3. 多度町、長島町の字の名称については、「大字」を削除し、現行の町名のあとに付けて、新市の町(まち)の名称とする。 4. 行政区名は、桑名市と長島町で同一名が存在する「萱町(かやまち)」「松ノ木、松之木(まつのき)」について、長島町の行政区名をそれぞれ「長島萱町」「長島松之木」とし、さらに「長島萱町」に関連する「中町」「下町」もそれぞれ「長島中町」「長島下町」とする。それ以外は現行のとおりとする。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

町、字の取扱いについては、地方自治法第260条に「市町村の区域内の町若しくは字の区域の名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない」と規定されている。合併して、1つの市になった場合、同一または類似する町名が存在すると、住民登録、郵便など住民生活に重大な影響を及ぼすので、新しい市の発足時には支障のないように整理調整しておかなければならない。

しかしながら、住民にとって身近な名称であり、住民生活の中で長年にわたって慣れ親しまれていることを考慮して、名称については、次のとおり提案する。

桑名市の町の名称については、現行のとおりとし、多度町、長島町の字の名称については、多度町(長島町)大字の大字を削除し、現行の町名の後に付けて、新市の町の名称とする。例えば、桑名市中央町の場合は、「市中央町 番地」とし、多度町大字多度の場合は「市多度町 多度 番地」とし、長島町についても同じ表記とする。「市」とあるのは、新市の名称が決定されていないからである。

なお、町、字の区域については、現行どおりとすることを提案する。

また、これに関連して桑名市と長島町で同一行政区(自治会)名が存在する「萱町(かやまち)」「松ノ木、松之木(まつのき)」は、長島町の行政区名をそれぞれ「長島萱町」「長島松之木」とし、さらに「長島萱町」に関連する「中町」「下町」もそれぞれ「長島中町」「長島下町」とする。それ以外は現行のとおりとすることを提案する。

(協議第11号関係)

留意事項	現況			備考					
<p>【関係法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条(市町村区域内の町又は字の区域)</p> <p>1 政令で特別区の定める場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	1. 同一町名・字名			<p>参考</p> <p>変更しようとする長島町の行政区名</p>					
	桑名市	多度町	長島町				現況字名	現況行政区名	提案行政区名
	しものしろ 下野代	しものしろ 下野代					長島萱町	萱町	長島萱町
	まつのき 松ノ木		まつのき 松之木				松之木	松之木	長島松之木
	2. 類似町名・字名			長島中町	中町	長島中町			
	桑名市	多度町	長島町	長島下町	下町	長島下町			
	かやまち 萱町		ながしまかやまち 長島萱町						
	まつのき 松ノ木						長島萱町	萱町	長島萱町
	3 同一行政区名						松之木	松之木	長島松之木
	桑名市	多度町	長島町				長島萱町	萱町	長島萱町
	かやまち 萱町		かやまち 萱町				長島萱町	萱町	長島萱町
	まつのき 松ノ木		まつのき 松之木				長島萱町	萱町	長島萱町
	4 類似行政区名			長島萱町	萱町	長島萱町			
	桑名市	多度町	長島町	長島萱町	萱町	長島萱町			
	かたまち 片町		かやまち 萱町	長島萱町	萱町	長島萱町			
	じょうなんかやまち 城南萱町		かやまち 萱町	長島萱町	萱町	長島萱町			
	ひらか 平賀	ひらかた 平方	長島萱町	萱町	長島萱町				
			長島萱町	萱町	長島萱町				
			長島萱町	萱町	長島萱町				
			長島萱町	萱町	長島萱町				

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 1

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大字名等	よみがな	大字名	よみがな	
1	相生町	あいおいちょう	猪飼	いかい	赤地	あかじ	
2	相川町	あいかわちょう	大鳥居	おおどりい	浦安	うらやす	
3	青葉町一丁目	あおばちょういちちょうめ	小山	おやま	大倉	おおくら	
4	青葉町二丁目	あおばちょうにちょうめ	香取	かとり	大島	おおじま	
5	赤須賀	あかすか	上之郷	かみのごう	押付	おしつけ	
6	赤尾	あこう	北猪飼	きたいかい	鎌ヶ地	かまがんじ	
7	赤尾台一丁目	あこうだいいちちょうめ	古野	この	上坂手	かみさかて	
8	赤尾台二丁目	あこうだいにちょうめ	下野代	しものしろ	源部外面	げんべども	
9	赤尾台三丁目	あこうだいさんちょうめ	多度	たど	高座	こうざ	
10	赤尾台四丁目	あこうだいやんちょうめ	多度一丁目	たどいちちょうめ	小島	こじま	
11	赤尾台五丁目	あこうだいちちょうめ	多度二丁目	たどにちょうめ	駒江	こまえ	
12	赤尾台六丁目	あこうだいろくちょうめ	力尾	ちからお	下坂手	しもさかて	
13	赤尾台七丁目	あこうだいななちょうめ	戸津	とづ	新所	しんしょ	
14	赤尾台八丁目	あこうだいはっちょうめ	中須	なかず	杉江	すぎえ	
15	赤尾台九丁目	あこうだいきゅうちょうめ	肱江	ひじえ	千倉	ちくら	
16	油町	あぶらまち	東平賀	ひがしひらか	出口	でぐち	
17	伊賀町	いがまち	平古	ひらこ	十日外面	とうかども	
18	和泉	いずみ	美鹿	びろく	殿名	とのめ	
19	一色町	いっしきまち	福永	ふくなが	中川	なかがわ	
20	今片町	いまかたまち	御衣野	みぞの	長島萱町	ながしまかやまち	
21	今北町	いまきたまち	南之郷	みなみのごう	長島下町	ながしましもまち	
22	今島	いまじま	袖井	ゆい	長島中町	ながしまなかまち	
23	今中町	いまなかまち			西川	にしがわ	
24	入江葭町	いりえよしまち			西外面	にしども	
25	上野	うえの			白鷄	はっけ	
26	内堀	うちぼり			東殿名	ひがしとのめ	
27	馬道一丁目	うまみちいちちょうめ			平方	ひらかた	
28	梅園通	うめぞのどおり			福豊	ふくとよ	
29	駅元町	えきもとちょう			福吉	ふくよし	
30	江戸町	えどまち			又木	またぎ	
31	江場	えば			松蔭	まつかげ	
32	大貝須	おおがいす			松ヶ島	まつがしま	
33	大仲新田	おおなかしんでん			松之木	まつのみ	

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 2

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大 字 名 等	よみがな	大 字 名	よみがな	
34	大山田一丁目	おおやまだいっちょうめ			間々	まま	
35	大山田二丁目	おおやまだにちょうめ			横満蔵	よこまくら	
36	大山田三丁目	おおやまださんちょうめ			葎ヶ須	よしがす	
37	大山田四丁目	おおやまだよんちょうめ			北殿名	きたとのめ	
38	大山田五丁目	おおやまだごちょうめ			西外面市街	にしどもしがい	
39	大山田六丁目	おおやまだろくちょうめ			又木市街	またぎしがい	
40	大山田七丁目	おおやまだななちょうめ			都羅	とら	
41	大山田八丁目	おおやまだはっちょうめ					
42	蛸塚新田	かきずかしんでん					
43	神楽町一丁目	かくらちょういっちょうめ					
44	神楽町二丁目	かくらちょうにちょうめ					
45	掛樋	かけひ					
46	鍛冶町	かじまち					
47	春日町	かすがちょう					
48	霞町一丁目	かすみちょういっちょうめ					
49	霞町二丁目	かすみちょうにちょうめ					
50	片町	かたまち					
51	上之輪新田	かみのわしんでん					
52	上深谷部	かみふかやべ					
53	萱町	かやまち					
54	嘉例川	かれがわ					
55	川口町	かわぐちちょう					
56	川崎町	かわさきちょう					
57	北魚町	きたうおまち					
58	北川原台	きたかわらだい					
59	北寺町	きたてらまち					
60	北鍋屋町	きたなべやまち					
61	北別所	きたべっしょ					
62	京橋町	きょうばしちょう					
63	京町	きょうまち					
64	桑名	くわな					

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 3

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大 字 名 等	よみがな	大 字 名	よみがな	
65	桑部	くわべ					
66	小泉	こいずみ					
67	小貝須	こがいす					
68	五反田	ごたんだ					
69	寿町一丁目	ことぶきちょういっちょうめ					
70	寿町二丁目	ことぶきちょうにちょうめ					
71	寿町三丁目	ことぶきちょうさんちょうめ					
72	紺屋町	こんやまち					
73	坂井	さかい					
74	桜通	さくらどおり					
75	三栄町	さんえいちょう					
76	参宮通	さんぐうどおり					
77	三之丸	さんのまる					
78	汐見町一丁目	しおみちょういっちょうめ					
79	汐見町二丁目	しおみちょうにちょうめ					
80	汐見町三丁目	しおみちょうさんちょうめ					
81	地藏	じぞう					
82	志知	しち					
83	島田	しまだ					
84	清水町	しみずちょう					
85	下野代	しものしろ					
86	下深谷部	しもふかやべ					
87	職人町	しょくにんまち					
88	新地	しんち					
89	新築町	しんちくちょう					
90	新西方一丁目	しんにしがたいっちょうめ					
91	新西方二丁目	しんにしがたにちょうめ					
92	新西方三丁目	しんにしがたさんちょうめ					
93	新西方四丁目	しんにしがたよんちょうめ					
94	新町	しんまち					
95	新屋敷	しんやしき					
96	新矢田一丁目	しんやだいっちょうめ					

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 4

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大 字 名 等	よみがな	大 字 名	よみがな	
97	新矢田二丁目	しんやだにちょうめ					
98	末広町	すえひろちょう					
99	住吉町	すみよしちょう					
100	船馬町	せんばちょう					
101	桑栄町	そうえいちょう					
102	外堀	そとぼり					
103	大中央町	だいおうちょう					
104	太一丸	たいちまる					
105	大福	だいふく					
106	太平町	たいへいちょう					
107	高塚町一丁目	たかつかちょういちちょうめ					
108	高塚町二丁目	たかつかちょうにちょうめ					
109	高塚町三丁目	たかつかちょうさんちょうめ					
110	高塚町四丁目	たかつかちょうよんちょうめ					
111	高塚町五丁目	たかつかちょうごちょうめ					
112	高塚町六丁目	たかつかちょうろくちょうめ					
113	立花町一丁目	たちばなちょういちちょうめ					
114	立花町二丁目	たちばなちょうにちょうめ					
115	立田町	たつたちょう					
116	田町	たまち					
117	太夫	たゆう					
118	中央町一丁目	ちゅうおうちょういちちょうめ					
119	中央町二丁目	ちゅうおうちょうにちょうめ					
120	中央町三丁目	ちゅうおうちょうさんちょうめ					
121	中央町四丁目	ちゅうおうちょうよんちょうめ					
122	中央町五丁目	ちゅうおうちょうごちょうめ					
123	千代田町	ちよだちょう					
124	筑紫	つくし					
125	筒尾一丁目	つつおいちちょうめ					
126	筒尾二丁目	つつおにちょうめ					
127	筒尾三丁目	つつおさんちょうめ					

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 5

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大字名等	よみがな	大字名	よみがな	
128	筒尾四丁目	つつおよんちょうめ					
129	筒尾五丁目	つつおごちょうめ					
130	筒尾六丁目	つつおろくちょうめ					
131	筒尾七丁目	つつおななちょうめ					
132	筒尾八丁目	つつおさんちょうめ					
133	筒尾九丁目	つつおきゅうちょうめ					
134	堤原	つつみばら					
135	伝馬町	てんまちょう					
136	常盤町	ときわちょう					
137	殿町	とのまち					
138	友村	ともむら					
139	縄生	なお					
140	西方	にしがた					
141	西金井	にしがない					
142	西正和台一丁目	にしせいわだいちちょうめ					
143	西正和台二丁目	にしせいわだいにちょうめ					
144	西正和台三丁目	にしせいわだいさんちょうめ					
145	西正和台四丁目	にしせいわだいやんちょうめ					
146	西正和台五丁目	にしせいわだいごちょうめ					
147	西鍋屋町	にしなべやまち					
148	西別所	にしべっしょ					
149	西矢田町	にしやだちょう					
150	西汰上	にしゆりあげ					
151	額田	ぬかた					
152	野田一丁目	のだいちちょうめ					
153	野田二丁目	のだにちょうめ					
154	野田三丁目	のださんちょうめ					
155	野田四丁目	のだよんちょうめ					
156	野田五丁目	のだごちょうめ					
157	野田六丁目	のだろくちょうめ					
158	能部	のんべ					
159	芳ヶ崎	はがさき					

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 6

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大字名等	よみがな	大字名	よみがな	
160	蓮見町	はずみちょう					
161	八間通	はちけんどおり					
162	八幡町	はちまんちょう					
163	播磨	はりま					
164	稗田	ひえだ					
165	東方	ひがしがた					
166	東金井	ひがしがない					
167	東正和台一丁目	しがせいわだいいっちょうめ					
168	東正和台二丁目	ひがせいわだいにちょうめ					
169	東正和台三丁目	ひがせいわだいさんちょうめ					
170	東正和台四丁目	ひがせいわだいよんちょうめ					
171	東正和台五丁目	ひがせいわだいごちょうめ					
172	東正和台六丁目	ひがせいわだいろくちょうめ					
173	東正和台七丁目	ひがせいわだいななちょうめ					
174	東太一丸	ひがしたいちまる					
175	東鍋屋町	ひがしなべやまち					
176	東野	しがしの					
177	東矢田町	しがしやだちょう					
178	東汰上	ひがしゆりあげ					
179	枇杷島台	びわじまだい					
180	福江	ふくえ					
181	福江町	ふくえまち					
182	福岡町	ふくおかちょう					
183	福島	ふくじま					
184	福地	ふくち					
185	藤が丘一丁目	ふじがおかいいっちょうめ					
186	藤が丘二丁目	ふじがおかにちょうめ					
187	藤が丘三丁目	ふじがおかさんちょうめ					
188	藤が丘四丁目	ふじがおかよんちょうめ					
189	藤が丘五丁目	ふじがおかごちょうめ					
190	藤が丘六丁目	ふじがおかるくちょうめ					

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 7

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大字名等	よみがな	大字名	よみがな	
191	藤が丘七丁目	ふじがおかななちょうめ					
192	藤が丘八丁目	ふじがおかはっちょうめ					
193	藤が丘九丁目	ふじがおかきゅうちょうめ					
194	風呂町	ふるまち					
195	宝殿町	ほうでんまち					
196	星川	ほしかわ					
197	星見ヶ丘一丁目	ほしみがおかいっちょうめ					
198	星見ヶ丘二丁目	ほしみがおかにちょうめ					
199	星見ヶ丘三丁目	ほしみがおかさんちょうめ					
200	星見ヶ丘四丁目	ほしみがおかよんちょうめ					
201	星見ヶ丘五丁目	ほしみがおかごちょうめ					
202	星見ヶ丘六丁目	ほしみがおかるくちょうめ					
203	星見ヶ丘七丁目	ほしみがおかななちょうめ					
204	星見ヶ丘八丁目	ほしみがおかはっちょうめ					
205	星見ヶ丘九丁目	ほしみがおかきゅうちょうめ					
206	本願寺	ほんがんじ					
207	本町	ほんまち					
208	益生町	ますおちょう					
209	増田	ますだ					
210	松並町一丁目	まつなみちょういっちょうめ					
211	松並町二丁目	まつなみちょうにちょうめ					
212	松ノ木一丁目	まつのきいっちょうめ					
213	松ノ木二丁目	まつのきにちょうめ					
214	松ノ木三丁目	まつのきさんちょうめ					
215	松ノ木四丁目	まつのきよんちょうめ					
216	松ノ木五丁目	まつのきごちょうめ					
217	松ノ木六丁目	まつのきろくちょうめ					
218	松ノ木七丁目	まつのきななちょうめ					
219	松ノ木八丁目	まつのきはっちょうめ					
220	三崎通	みさきどおり					
221	三ツ矢橋	みつやばし					
222	南魚町	みなみうおまち					

(協議第11号関係)

町・字名一覧表 8

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町		備考
	町名・大字名	よみがな	大字名等	よみがな	大字名	よみがな	
221	南寺町	みなみてらまち					
222	宮通	みやどおり					
223	宮町	みやまち					
224	明正町	めいせいちょう					
225	元赤須賀	もとあかすか					
226	森忠	もりただ					
227	安永	やすなが					
228	矢田	やだ					
229	矢田磧	やだがわら					
230	柳原	やなぎはら					
231	有楽町	ゆうらくちょう					
232	吉之丸	よしのまる					
233	吉津屋町	よつやちょう					
234	蓮花寺	れんげじ					

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 1

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
	【 日 進 】		猪飼	いかい	あ～るハウス	あ～るはうす
1	相川町西	あいかわちょうにし	大鳥居	おおどりい	赤 地	あかじ
2	江場一丁目	えばいちちょうめ	小山	おやま	旭コークス	あさひこーくす
3	江場二丁目西	えばにちょうめにし	香取	かとり	あすなる住宅	あすなるじゅうたく
4	江場二丁目東	えばにちょうめひがし	上之郷	かみのごう	アパテイ長島苑	あばていあながしまえん
5	江場三丁目	えばさんちょうめ	北猪飼	きたいかい	永 和 荘	えいわそう
6	江場四丁目	えばよんちょうめ	古敷	こしき	駅 前	えきまえ
7	江場五丁目	えばごちょうめ	古野	この	大 倉	おおくら
8	江場中町	えばなかもち	下野代	しものしろ	大 島	おおじま
9	御旗町	おぼたちょう	多度	ただ	押 付	おしつけ
10	掛樋	かけひ	力尾	ちからお	かおるヶ丘団地	かおるがおかだんち
11	萱町	かやまち	戸津	とづ	鎌ヶ地	かまがんじ
12	北鍋屋町	きたなべやまち	中須	なかず	上 坂 手	かみさかて
13	サンパーク	さんぱーく	西福永	にしふくなが	萱 町	かやまち
14	新町	しんまち	東福永	ひがしふくなが	北 島	きたじま
15	新屋敷北	しんやしききた	肱江	ひじえ	協 和	きょうわ
16	新屋敷中	しんやしきなか	平賀	ひらか	グレイブツ	ぐれいすたうん
17	新屋敷西	しんやしきにし	美鹿	みろく	源 部	げんべ
18	新屋敷南	しんやしきみなみ	御衣野	みその	高 座	こうざ
19	大福東	だいふくひがし	南之郷	みなみのごう	ゴボアイランド	こーぼあいらんど
20	寺之町	てらのまち	柚井	ゆい	小 島	こじま
21	伝馬町	てんまちょう			駒 江	こまえ
22	東新町	とうしんちょう			さつき台	さつきだい
23	東新町第一	とうしんちょうだいいち			サンシャイ長良	さんしゃいんながら
24	東新町第二	とうしんちょうだいに			シオスマンション	しおすまんしょん
25	中之町	なかのまち			下 坂 手	しもさかて
26	西一色町	にしいっしきまち			下 町	しもまち
27	西鍋屋町	にしなべやまち			ジュネYOU	じゅねすゆー
28	日進町	にっしんちょう			新 栄	しんさかえ
29	八幡町	はちまんちょう			新 所	しんしょ
30	東相川町	ひがしあいかわちょう			杉 江	すぎえ
31	東一色町	ひがしいっしきまち			セルサSKOROKU	せるさすころく
32	東鍋屋町	ひがしなべやまち			地域連合	ちいきれんごう
33	東矢田町	ひがしやだまち			千 倉	ちくら
34	矢場之町	やばのまち			築 戸	つきと

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 2

		現 況			
		桑名市	多度町		長島町
No.	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名 よみがな
	【 精 義 】				出 口
35	相生町	あいおいちょう			十日外面
36	今片町	いまかたまち			東洋建設
37	今北町	いまきたまち			遠 浅
38	今中町	いまなかまち			殿 名
39	上本町	うえほんまち			都 羅
40	エスポア桑名	えずぼあくわなつー			中 川
41	春日町	かすがちょう			長 地
42	北魚町	きたうおまち			長島苑
43	北寺町	きたてらまち			長島観光寮
44	北本町	きたほんまち			長島観光女子浦安寮
45	京橋町	きょうばしちょう			長島観光男子福豊寮
46	グランドメゾン桑名	ぐらんどめぞんくわな			長島カバヤ
47	グランドメゾン中央公園	ぐらんどめぞんちゅうおうこうえん			中 筋 北
48	寿町第一	ことぶきちょうだいいち			中 筋 中
49	寿町第二	ことぶきちょうだいに			中 筋 南
50	三栄町第一	さんえいちょうだいいち			中 町
51	三栄町第二	さんえいちょうだいに			西 川
52	三栄町第三	さんえいちょうだいさん			西島住宅
53	清水町	しみずちょう			西 福 豊
54	新築町	しんちくちょう			西福豊団地
55	新宝殿町	しんほうでんまち			ニュータウン白鷺
56	末広町	すえひろちょう			ハトガ-デン
57	住吉町	すみよしちょう			ハトビア長島
58	セントラルコート佳日	せんとらるこーとかじつ			白 鷺
59	大央町	だいおうちょう			白鷺警察官舎
60	太一丸	たいちまる			東 殿 名
61	田町	たまち			東 福 豊
62	中央町四丁目	ちゅうおうちょうよんちょうめ			ひまわり台
63	中央町五丁目	ちゅうおうちょうごちょうめ			姫御前団地
64	中央通	ちゅうおうどおり			平 方
65	堤原	つつみはら			ファミーユ
66	常盤町	ときわちょう			フェニックス
67	殿町	とのまち			福 吉

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 3

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
68	西魚町	にしうおまち			福吉西町	ふくよしにしまち
69	錦通	にしきどおり			ベストライク長島	べすとらいふながしま
70	西船馬町	にしせんばちょう			又 木	またぎ
71	八間通	はちけんどおり			松ヶ島	まつがしま
72	東船馬町	ひがしせんばちょう			松 中	まつなか
73	東太一丸	ひがしたいちまる			松西上	まつにしかみ
74	東常盤町	ひがしときわちょう			松西下	まつにししも
75	風呂町	ふるまち			松之木	まつのき
76	宝殿町	ほうでんまち			松の台	まつのだい
77	本町	ほんまち			松 東	まつひがし
78	松重町	まつしげちょう			間 々	まま
79	三崎通	みさきどおり			南松ヶ島	みなみまつがしま
80	南魚町	みなみうおまち			ユニータウン	ゆにーたうん
81	南寺町	みなみてらまち			横満蔵	よこまくら
82	宮町	みやまち			霞ヶ須	よしがす
83	ラビデンス桑名駅東	らびでんすくわなえきひがし			ラドーニ長島	らどーにながしま
84	ラ・ポルテ桑名	らぼるてくわな			ラフォレ	らふおーれ
【 立 教 】					川ビュ長嶋	りばびゅーながしま
85	油町	あぶらまち			リンピアNAGASIMA	りんぴあながしま
86	入江葎町	いりえよしまち			わかば台	わかばだい
87	内堀北	うちぼりきた				
88	内堀西	うちぼりにし				
89	内堀東	うちぼりひがし				
90	内堀南	うちぼりみなみ				
91	江戸町	えどまち				
92	鍛冶町	かじまち				
93	片町	かたまち				
94	川口町	かわぐちちょう				
95	京町	きょうまち				
96	紺屋町	こんやまち				
97	三之丸第一	さんのまるだいいち				
98	三之丸第二	さんのまるだいに				
99	職人町	しょくにんまち				
100	外堀北	そとぼりきた				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 4

		現 況					
		桑名市		多度町		長島町	
No.	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな	
101	外堀中	そとぼりなか					
102	外堀南	そとぼりみなみ					
103	西伊賀町	にしいがまち					
104	東伊賀町	ひがしいがまち					
105	宮通	みやどおり					
106	元赤須賀北	もとあかすかきた					
107	元赤須賀中	もとあかすかなか					
108	元赤須賀西	もとあかすかにし					
109	元赤須賀東	もとあかすかひがし					
110	柳原北	やなぎはらきた					
111	柳原南	やなぎはらみなみ					
112	吉之丸北	よしのまるきた					
113	吉之丸南	よしのまるみなみ					
114	吉津屋町	よつやちょう					
【 城 東 】							
115	市場町西	いちばちょうにし					
116	市場町東	いちばちょうひがし					
117	蛭子町北	えびすちょうきた					
118	蛭子町南	えびすちょうみなみ					
119	開勢町西	かいせいちょうにし					
120	開勢町東	かいせいちょうひがし					
121	弁天町北	べんてんちょうきた					
122	弁天町南	べんてんちょうみなみ					
123	港町北	みなとまちきた					
124	港町南	みなとまちみなみ					
125	宮本町北	みやもとちょうきた					
126	宮本町南	みやもとちょうみなみ					
【 益 世 】							
127	浅川通	あさかわどおり					
128	上野一丁目	うえのいちちょうめ					
129	上野二丁目	うえのにちようめ					
130	上野松ノ下	うえのまつのした					
131	馬道一丁目	うまみちいちようめ					
132	馬道二丁目	うまみちにちようめ					

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 5

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
133	馬道三丁目	うまみちさんちょうめ				
134	梅山町	うめやまちょう				
135	エスポア桑名	えすぽあくわな				
136	江場松原	えばまつばら				
137	小野山西	おのやまにし				
138	小野山東	おのやまひがし				
139	尾野山南	おのやまみなみ				
140	神楽町一丁目	かぐらちょういちちょうめ				
141	神楽町二丁目	かぐらちょうにちょうめ				
142	笠松町	かさまつちょう				
143	霞町一丁目	かすみちょういちちょうめ				
144	霞町二丁目	かすみちょうにちょうめ				
145	川成町	かわなりちょう				
146	向陽町	こうようちょう				
147	栄町	さかえまち				
148	サンマンション アトレ益生駅前	さんまんしょんあとれますおえきまえ				
149	城山町	しろやまちょう				
150	新地北	しんちきた				
151	新地中	しんちなか				
152	新地南	しんちみなみ				
153	新矢田	しんやだ				
154	新矢田一丁目	しんやだいちちょうめ				
155	新矢田北	しんやだきた				
156	大福	だいふく				
157	立花町一丁目	たちばなちょういちちょうめ				
158	立花町二丁目	たちばなちょうにちょうめ				
159	中央町第二	ちゅうおうちょうだいに				
160	千代田町	ちよだちょう				
161	ト カイ・ハイツ	とーかいはいつ				
162	徳成町	とくなりちょう				
163	徳成町南	とくなりちょうみなみ				
164	西川成町	にしかわなりちょう				
165	西川原	にしがわら				
166	西矢田町	にしやだまち				
167	走井山公園	はしりいざんこうえん				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 6

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
168	バレス桑名	ばれすくわな				
169	ピースハイツ	びーすはいつ				
170	東福江町	ひがしふくえまち				
171	日立社宅	ひたちしゃたく				
172	福江町	ふくえまち				
173	本願寺	ほんがんにじ				
174	益生町	ますおちょう				
175	三ツ矢橋	みつやばし				
176	明正通一丁目	めいせいどおりいっちょうめ				
177	明正通二丁目	めいせいどおりにちょうめ				
178	明正通三丁目	めいせいどおりさんちょうめ				
179	明正通四丁目	めいせいどおりよんちょうめ				
180	八重垣町	やえがきちょう				
181	八重垣町東	やえがきちょうひがし				
182	八坂町	やさかちょう				
183	矢田ハイツ	やだはいつ				
184	山崎園	やまさきえん				
185	若宮町一丁目西	わかみやちょういっちょうめにし				
186	若宮町一丁目東	わかみやちょういっちょうめひがし				
187	若宮町二丁目	わかみやちょうにちょうめ				
	【 修 徳 】					
188	アズハウス	あずはうす				
189	アネックス1	あねっくすいち				
190	駅元町	えきもとちょう				
191	大橋通一丁目	おおはしどおりいっちょうめ				
192	上之輪	かみのわ				
193	上之輪宮西町	かみのわみやにしちょう				
194	北浜町	きたはまちょう				
195	くわなハイツ	くわなはいつ				
196	コンフォート桑名	こんぷおーとくわな				
197	サニーコート桑名	さにーこーとくわな				
198	参宮町	さんぐうちょう				
199	サンロイヤル桑名	さんろーやるくわな				
200	シャンボ ル桑名	しゃんぼーるくわな				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 7

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
201	修徳町	しゅうとくちょう				
202	白梅町	しらうめちょう				
203	スペリア桑名一番館	すぺりあくわないちばんかん				
204	スペリア桑名二番館	すぺりあくわなにばんかん				
205	スペリア桑名三番館	すぺりあくわなさんばんかん				
206	桑栄ビル	そうえいびる				
207	立代町	たてしろちょう				
208	中央町第一	ちゅうおうちょうだいいち				
209	中央町西	ちゅうおうちょうにし				
210	囃町	なわてまち				
211	ハイツ北浜	はいつきたはま				
212	ハイレジデンス参宮	はいれじでんすさんみや				
213	橋見町伊勢大橋通	はしみちょういせおおはしどおり				
214	橋見町一丁目	はしみちょういちちょうめ				
215	橋見町二丁目	はしみちょうにちょうめ				
216	橋見町三丁目	はしみちょうさんちょうめ				
217	蓮見町	はすみちょう				
218	福島町	ふくしまちょう				
219	福島平和町	ふくじまへいわちょう				
220	プラザ桑名	ぶらざくわな				
221	ベルカーサ有楽	べるかーさゆうらく				
222	宮前町	みやまえちょう				
223	諸戸苑	もろとえん				
224	有楽町一丁目	ゆうらくちょういちちょうめ				
225	有楽町南	ゆうらくちょうみなみ				
	【 大 成 】					
226	葵町	あおいちょう				
227	青葉町	あおばちょう				
228	梅園町	うめぞのちょう				
229	駅西町	えきにしちょう				
230	尾野山	おのやま				
231	尾畑町	おばたちょう				
232	尾弓田	おゆみだ				
233	北別所第一	きたべっしょだいいち				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 8

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
234	北別所第二	きたべっしょだいに				
235	北別所第三	きたべっしょだいさん				
236	桑名本郷	くわなほんごう				
237	桜通	さくらどおり				
238	山陽町	さんようちょう				
239	汐見町	しおみちょう				
240	大成町北	たいせいちょうきた				
241	大成町南	たいせいちょうみなみ				
242	高塚町第一	たかつかちょうだいいち				
243	高塚町第二	たかつかちょうだいに				
244	高塚町第三	たかつかちょうだいさん				
245	立坂町第一	たつさかちょうだいいち				
246	立坂町第二	たつさかちょうだいに				
247	太夫	たゆう				
248	天神ヶ丘北	てんじんがおかきた				
249	天神ヶ丘西	てんじんがおかにし				
250	天神ヶ丘東	てんじんがおかひがし				
251	天神ヶ丘南	てんじんがおかみなみ				
252	西方第一	にしがただいいち				
253	西方第二	にしがただいに				
254	バンベール松並ヒルズ	ばんべーるまつなみひるず				
255	東方暁町	ひがしかたあかつきちょう				
256	東方城下町	ひがしかたしろしたちょう				
257	東方第一	ひがしがただいいち				
258	東方第二	ひがしがただいに				
259	東方第三	ひがしがただいさん				
260	東方堀江	ひがしかたほりえ				
261	東方元町	ひがしかたもとまち				
262	東桜町	ひがしさくらまち				
263	日立西方社宅	ひたちにしがたしゃたく				
264	船着町	ふなつきちょう				
265	船着町第二	ふなつきちょうだいに				
266	松並家族寮	まつなみかぞくりょう				
267	松並町一丁目	まつなみちょういちちようめ				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 9

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
268	松並町二丁目	まつなみちょうにちょうめ				
269	南門前町	みなみもんぜんまち				
270	門前町	もんぜんちょう				
271	門前通	もんぜんどおり				
272	山ノ手通	やまのてどおり				
273	山ノ手通一丁目	やまのてどおりいっちょうめ				
274	UFJ銀行東方寮	ゆーえふじえいぎんこうひがしがたりょう				
【 大 和 】						
275	曙町	あけぼのちょう				
276	蛸塚西	かきずかにし				
277	蛸塚東	かきずかひがし				
278	清竹町	きよたけちょう				
279	蔵金町	くらがねちょう				
280	坂ノ下	さかのした				
281	春陽町	しゅんようちょう				
282	新西方一・二丁目	しんにしがたいっちょうめにちょうめ				
283	新西方三丁目	しんにしがたさんちょうめ				
284	新西方四丁目	しんにしがたよんちょうめ				
285	新西方五丁目	しんにしがたごちょうめ				
286	成徳町	せいとくちょう				
287	東南町第一	とうなんちょうだいいち				
288	東南町第二	とうなんちょうだいに				
289	西汰上第一	にしゆりあげだいいち				
290	西汰上第二	にしゆりあげだいに				
291	西汰上第三	にしゆりあげだいさん				
292	播磨西	はりまにし				
293	播磨東	はりまひがし				
294	播磨南	はりまみなみ				
295	東曙町	ひがしあけぼのちょう				
296	東汰上北	ひがしゆりあげきた				
297	東汰上中	ひがしゆりあげなか				
298	東汰上南	ひがしゆりあげみなみ				
299	明竜町	めいりゅうちょう				
300	涼仙ハウス	りょうせんはうす				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 10

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
301	若竹町	わかたけちょう				
	【 桑 部 】					
302	桑名南ハイツ	くわなみなみはいつ				
303	桑部園	くわべえん				
304	光和園	こうわえん				
305	新桑部	しんくわべ				
306	桑明町	そうめいちょう				
307	中桑部	なかくわべ				
308	西金井	にしがない				
309	西桑部第一	にしくわべだいいち				
310	西桑部第二	にしくわべだいに				
311	能部北	のんべきた				
312	能部南	のんべみなみ				
313	東金井第一	ひがしがないだいいち				
314	東金井第二	ひがしがないだいに				
315	東金井第三	ひがしがないだいさん				
316	東桑部	ひがしくわべ				
317	東正和台一・二丁目	ひがしせいわだいいちにちょうめ				
318	東正和台三丁目	ひがしせいわだいさんちょうめ				
319	東正和台四丁目	ひがしせいわだいやんちょうめ				
320	東正和台五・七丁目	ひがしせいわだいごななちょうめ				
321	東正和台六丁目	ひがしせいわだいろくちょうめ				
	【 在 良 】					
322	有吉台	ありよしだい				
323	きぼうが丘一丁目	きぼうがあかいつちょうめ				
324	きぼうが丘二丁目	きぼうがあかにちょうめ				
325	きぼうが丘三丁目	きぼうがあかさんちょうめ				
326	きぼうが丘四丁目	きぼうがあかよんちょうめ				
327	西別所第一	にしべっしょだいいち				
328	西別所第二	にしべっしょだいに				
329	西別所第三	にしべっしょだいさん				
330	西別所第四	にしべっしょだいやん				
331	西別所第五	にしべっしょだいご				
332	額田第一	ぬかただいいち				
333	額田第二	ぬかただいに				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表

11

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
334	額田第三	ぬかただいさん				
335	稗田第一	ひえだだいいち				
336	稗田第二	ひえだだいに				
337	増田第一	ますだだいいち				
338	増田第二	ますだだいに				
339	蓮花寺駅前	れんげじえきまえ				
340	蓮花寺住宅第一	れんげじじゅうたくだいいち				
341	蓮花寺住宅第二	れんげじじゅうたくだいに				
342	蓮花寺住宅第三	れんげじじゅうたくだいさん				
343	蓮花寺住宅第四	れんげじじゅうたくだいよん				
344	蓮花寺第一	れんげじだいいち				
345	蓮花寺第二	れんげじだいに				
346	蓮花寺第三	れんげじだいさん				
347	蓮花寺第四	れんげじだいよん				
348	蓮花寺諸戸苑	れんげじもろとえん				
【 七 和 】						
349	大仲新田第一	おおなかしんでんでいいち				
350	大仲新田第二	おおなかしんでんでだいに				
351	霞ヶ丘	かすみがおか				
352	嘉例川	かれがわ				
353	五反田	ごたんだ				
354	桜ヶ丘	さくらがおか				
355	里町	さとまち				
356	岳見町	たけみちょう				
357	中山町	なかやまちょう				
358	虹の丘	にじのおか				
359	西森忠	にしもりただ				
360	芳ヶ崎	はがさき				
361	東星川	ひがしほしかわ				
362	広見ヶ丘第一	ひろみがおかだいいち				
363	広見ヶ丘第二	ひろみがおかだいに				
364	星川第一	ほしかわだいいち				
365	星川第二	ほしかわだいに				
366	緑ヶ丘	みどりがおか				
367	幸が丘	みゆきがおか				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 12

		現 況					
		桑名市		多度町		長島町	
No.	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな	
368	御幸町	みゆきちょう					
369	睦美ヶ丘	むつみがおか					
370	森忠	もりただ					
371	夕日ヶ丘	ゆうひがおか					
【 久 米 】							
372	赤尾台第一	あこうだいいいち					
373	赤尾台第二	あこうだいいに					
374	赤尾台第三	あこうだいいさん					
375	赤尾	あこお					
376	川岸町	かわぎしちょう					
377	坂井	さかい					
378	三瀬町	さんせちょう					
379	志知第一	しちだいいち					
380	志知第二	しちだいに					
381	志知第三	しちだいいさん					
382	志知第四	しちだいよん					
383	島田	しまだ					
384	島田第三団地	しまだだいさんだんち					
385	友村	ともむら					
386	西正和台一丁目	にしせいわだいいちちょうめ					
387	西正和台二丁目	にしせいわだいにちょうめ					
388	西正和台三丁目	にしせいわだいいさんちょうめ					
389	西正和台四丁目	にしせいわだいよんちょうめ					
390	西正和台五丁目	にしせいわだいごちょうめ					
391	畑田	はただ					
392	羽田町第一	はねだちょうだいいち					
393	羽田町第二	はねだちょうだいに					
394	羽田町第三	はねだちょうだいいさん					
395	羽田町第四	はねだちょうだいよん					
396	羽田町第五	はねだちょうだいご					
397	東島田	ひがししまだ					
398	双葉町	ふたばちょう					
【 深 谷 】							
399	秋葉町	あきばちょう					
400	今島町	いまじまちょう					

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表

13

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
401	皆町	かいまち				
402	上深谷町	かみふかやちょう				
403	北築地町	きたつきじちょう				
404	桜木町	さくらぎちょう				
405	新栄町	しんえいちょう				
406	高砂町	たかさごちょう				
407	深川町	ふかがわちょう				
408	深谷町	ふかやちょう				
409	南高砂町	みなみたかさごちょう				
410	南築地町	みなみつきじちょう				
411	吉野町	よしのちょう				
412	和合町	わごうちょう				
	【 城 南 】					
413	和泉一丁目	いずみいちちょうめ				
414	和泉二丁目	いずみにちちょうめ				
415	和泉三丁目	いずみさんちちょうめ				
416	和泉五丁目	いずみごちちょうめ				
417	和泉六丁目第一	いずみろくちちょうめだいいち				
418	和泉六丁目第二	いずみろくちちょうめだいに				
419	和泉六丁目第三	いずみろくちちょうめだいさん				
420	和泉七丁目	いずみななちちょうめ				
421	和泉八丁目	いずみはちちちょうめ				
422	江場中野三丁目中	えばなかのさんちちょうめなか				
423	江場中野町一丁目	えばなかのまちいちちょうめ				
424	江場中野町五丁目	えばなかのまちごちちょうめ				
425	江場中野町三丁目北	えばなかのまちさんちちょうめきた				
426	江場中野町三丁目南	えばなかのまちさんちちょうめみなみ				
427	大貝須	おおがいす				
428	小泉第一	こいずみだいいち				
429	小泉第二	こいずみだいに				
430	小貝須	こがいす				
431	小貝須アパート	こがいすあぱーと				
432	小貝須浜	こがいすはま				
433	小貝須柳原一丁目	こがいすやなぎはらいちちょうめ				
434	小貝須柳原三丁目	こがいすやなぎはらさんちちょうめ				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 14

No.	桑名市		現 況		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
435	城南萱町	じょうなんかやまち				
436	地藏一区	じぞういっく				
437	地藏二区	じぞうにく				
438	太平町	たいへいちよう				
439	立田町	たつたちよう				
440	東野一区	ひがしのいっく				
441	東野二区	ひがしにく				
442	日立和泉社宅	ひたちいずみしゃたく				
443	福岡町	ふくおかちよう				
444	福地	ふくち				
445	南福江	みなみふくえ				
446	安永一丁目	やすながいっちょうめ				
447	安永二丁目	やすながにちょうめ				
448	安永三丁目	やすながさんちょうめ				
449	安永五丁目	やすながごちょうめ				
450	安永六丁目	やすながろくちょうめ				
451	安永七丁目	やすながななちょうめ				
452	安永八丁目	やすながはっちょうめ				
453	安永宮西町	やすながみやにしちよう				
	【 筒 尾 】					
454	奥新田	おくしんでん				
455	筒尾一丁目	つつおいっちょうめ				
456	筒尾一丁目東	つつおいっちょうめひがし				
457	筒尾二丁目	つつおにちょうめ				
458	筒尾二丁目東	つつおにちょうめひがし				
459	筒尾三丁目	つつおさんちょうめ				
460	筒尾三丁目東	つつおさんちょうめひがし				
461	筒尾四丁目	つつおよんちょうめ				
462	筒尾五丁目	つつおごちょうめ				
463	筒尾六丁目	つつおろくちょうめ				
464	筒尾七丁目	つつおななちょうめ				
465	筒尾八丁目	つつおはっちょうめ				
466	筒尾九丁目北	つつおきゅうちょうめきた				
467	筒尾九丁目南	つつおきゅうちょうめみなみ				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表

15

現 況

No.	桑名市		多度町		長島町	
	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな
【 松ノ木 】						
468	松ノ木一丁目	まつのきいっちょうめ				
469	松ノ木一丁目東	まつのきいっちょうめひがし				
470	松ノ木二丁目	まつのきにちょうめ				
471	松ノ木二丁目南	まつのきにちょうめみなみ				
472	松ノ木三丁目	まつのきさんちょうめ				
473	松ノ木四丁目	まつのきよんちょうめ				
474	松ノ木四丁目北	まつのきよんちょうめきた				
475	松ノ木五丁目	まつのきごちょうめ				
476	松ノ木六丁目	まつのきろくちょうめ				
477	松ノ木七丁目	まつのきななちょうめ				
478	松ノ木七丁目東	まつのきななちょうめひがし				
479	松ノ木八丁目	まつのきはっちょうめ				
480	松ノ木公園住宅	まつのきこうだんじゅうたく				
【 大山田 】						
481	大山田一丁目	おおやまだいちょうめ				
482	大山田二丁目	おおやまだにちょうめ				
483	大山田三・四丁目	おおやまださんよんちょうめ				
484	大山田三丁目東	おおやまださんちょうめひがし				
485	大山田四・五丁目西	おおやまだよんごちょうめにし				
486	大山田五丁目	おおやまだごちょうめ				
487	大山田六丁目	おおやまだろくちょうめ				
488	大山田七丁目	おおやまだななちょうめ				
489	大山田八丁目西	おおやまだはっちょうめにし				
490	大山田八丁目公園	おおやまだはっちょうめこうだん				
491	陽だまりの丘	ひだまりのおか				
492	陽だまりの丘北	ひだまりのおかきた				
【 野 田 】						
493	野田一丁目	のだいっちょうめ				
494	野田二・三丁目南	のだにさんちょうめ				
495	野田二丁目七番	のだにちょうめななばん				
496	野田三丁目北	のださんちょうめきた				
497	野田四丁目	のだよんちょうめ				
498	野田五丁目	のだごちょうめ				
499	野田六丁目	のだろくちょうめ				

(協議第11号関係)

自治会名・区名一覧表 16

		現 況					
		桑名市		多度町		長島町	
No.	自治会名	よみがな	区名	よみがな	自治会名	よみがな	
【 藤が丘 】							
500	藤が丘一丁目	ふじがおかいっちょうめ					
501	藤が丘二丁目西	ふじがおかにちょうめにし					
502	藤が丘二丁目東	ふじがおかにちょうめひがし					
503	藤が丘三丁目西	ふじがおかさんちょうめ					
504	藤が丘三丁目東	ふじがおかさんちょうめひがし					
505	藤が丘四丁目	ふじがおかよんちょうめ					
506	藤が丘五丁目	ふじがおかごちょうめ					
507	藤が丘六丁目	ふじがおかるくちょうめ					
508	藤が丘七丁目	ふじがおかななちょうめ					
509	藤が丘八丁目	ふじがおかはっちょうめ					
510	藤が丘九丁目	ふじがおかきゅうちょうめ					
【 星見ヶ丘 】							
511	星見ヶ丘一丁目	ほしみがあかいっちょうめ					
512	星見ヶ丘二丁目	ほしみがあかにちょうめ					
513	星見ヶ丘三丁目	ほしみがあかさんちょうめ					
514	星見ヶ丘四丁目	ほしみがあかよんちょうめ					
515	星見ヶ丘五丁目	ほしみがあかごちょうめ					
516	星見ヶ丘六丁目	ほしみがあかるくちょうめ					
517	星見ヶ丘七丁目	ほしみがあかななちょうめ					
518	星見ヶ丘八丁目	ほしみがあかはっちょうめ					
519	星見ヶ丘九丁目	ほしみがあかきゅうちょうめ					

協議第12号

納税制度について(各種事務事業の取扱い)

納税制度(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。

平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	納税制度(各種事務事業の取扱い)	関係項目	前納報奨金制度
調整の内容	<p>前納報奨金制度については、合併年度及びこれに続く5年度間は不均一の報奨金を採用し、適用期間の経過後は現行の桑名市の例により調整する。ただし、報奨金を円滑に移行するため、多度町、長島町にあっては合併年度及びこれに続く5年度間の不均一期間中に激減緩和措置を講じる。</p> <p>なお、納税貯蓄組合については、当分の間、現行のまま存続させる。</p>		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

納税制度における、前納報奨金は関連する協定項目「地方税の取扱い」の例を参考に、合併年度及びこれに続く5年度間は不均一の報奨金を採用し、適用期間の経過後は現行の桑名市の例により調整することを提案する。ただし、報奨金を円滑に移行するため、多度町、長島町にあっては合併年度及びこれに続く5年度間の不均一期間中に激減緩和措置を講じることを併せて提案する。

なお、納税貯蓄組合については、その必要性を考慮して、当分の間、現行のまま存続させることといたしたい。

(協議第12号関係)

納税制度(各種事務事業の取扱い)に関する制度の内容について

留意事項(関係法令)	備考
<p>地方税法(昭和25年法律第226号)</p> <p>(個人の市町村民税の納期前の納付)</p> <p>第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。</p> <p>2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。</p> <p>(固定資産税に係る納期前の納付)</p> <p>第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。</p> <p>(都市計画税の賦課徴収等)</p> <p>第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基づく還付加算金、第365条第2項の規定に基づく納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基づく延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。</p> <p>2～8省略</p>	

(協議第12号関係)

協議項目	納税制度(各種事務事業の取扱い)	関係項目	前納報奨金制度
基本調整方針	合併年度及びこれに続く5年度間は不均一の報奨金を採用し、適用期間の経過後は現行の桑名市の例により調整する。ただし、報奨金を円滑に移行するため、多度町・長島町にあつては合併年度及びこれに続く5年度間の不均一期間中に激減緩和措置を講じる。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
報奨金	納期前納付税額(1納期につき上限10万円)×0.3/100×納期前月数 1円未満は切り捨てとし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。	納期前納付税額(1納期につき上限30万円)×0.5/100×納期前月数 100円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。	
納 期	第 1 期 納期		
報奨金の対象となる税目	個人市民税(普通徴収分) 固定資産税 都市計画税	個人町民税(普通徴収分) 固定資産税	

【根拠法令】地方税法、桑名市市税条例、多度町税条例、長島町税条例

協議第3号の3(継続協議)

合併の期日について

合併の期日について次のとおり提出する。

平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	合併の期日	関係項目
調整の内容	合併の期日は平成16年、西暦2004年12月1日を目標とする。	

平成 年 月 日確認

【提案理由】

1. 新市における当初予算の予算編成が組める可能時期であること。
 - ・新市の新年度予算編成にあたって、新市の長の査定を受けるためには選挙日程を考慮すること。
 - ・新年度から、新市建設計画に基づく事業を計画的に織り込むことを可能とし、地域全体のレベルアップを目標にまちづくりに着手できること。
2. 年度末(平成17年3月31日)の合併は行政需要のピークであり、事務処理の煩雑な時期であること。
 - ・住民の転入転出等の異動時期と重なること、また、新年度を控え、最も行政需要が大きくなることから、住民サービスの混乱を招かぬような時期が望ましいこと。
 - ・年度末に合併する場合、3月末までの打ち切り決算となり、出納整理期間がない中で1年分の支払い事務や決算事務が重なり、また、国・県支出金の受け入れなどが集中するなど、収入、支払いの件数も多く、暫定予算の編成など細かな注意を要することが多くなる。
3. 合併特例法による財政支援の活用が図れる期限内(平成17年3月31日)であること。

【留意事項】

1. 住民生活への影響等住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障のない期日を想定して定める必要がある。
2. 公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理、引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断する。
3. 合併協定書の調印 県知事への申請 県議会の議決 総務大臣への届出・告示までに、通常6ヶ月間必要なため、協定項目の協議・新市建設計画の策定・住民説明等を遅くとも平成16年5月頃までに終了する必要がある。
4. 合併までに、条例規則等の整備、電算システムの統合などの課題を限られた時間内に滞りなく解決すること。

(協議第3号の2関係)

合併特例法の概要	留意事項	備考																																																																																
<p>市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)は、昭和40年に10年間の時限立法として制定され、その後10年ごとに延長、改正を経て現在に至っています。</p> <p>平成7年には、期限を平成17年3月31日まで延長するとともに、目的を「自主的な市町村合併の推進」と変更し、併せて、合併後のまちづくりをより一層計画的に進めることができるように、行政上・財政上の支援措置の拡充・強化されています。</p> <p>さらに、平成12年7月に合併特例法が改正され、期限を延長することなく、市町村合併を推進するための新たな措置や既存の措置の拡充が図られています。</p> <p>趣旨 市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、併せて合併市町村の建設に資することを目的とする。</p> <p>期限 平成17年3月31日までの時限法</p> <p>概要 地域審議会(平成11年7月改正) 議会の議員の定数・在任に関する特例 議会の議員の退職年金に関する特例(平成11年7月改正) 地方税の不均一課税(平成14年3月改正) 地方債の特例等(平成11年7月改正) 地方交付税の額の算定の特例(平成11年7月改正)</p>	<p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各会議において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県知事)、総務大臣が官報に告示、など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して期日を定める必要があります。</p> <p>2 市民サービスや各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましいと思われます。</p> <p>3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事例により期日が定められていることが伺えます。</p>	<p>最近の先進事例(H13.1.1以降 新設合併)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新自治体名</th> <th>法定協設置日</th> <th>合併年月日</th> <th>所要月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京市</td> <td>H11.10.11</td> <td>H13.1.21</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>さいたま市</td> <td>H12.4.1</td> <td>H13.5.1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>さぬき市</td> <td>H12.4.1</td> <td>H14.4.1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>H10.4.1</td> <td>H15.4.1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>南アルプス市</td> <td>H12.4.1</td> <td>H15.4.1</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>東かがわ市</td> <td>H12.4.1</td> <td>H15.4.1</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>H12.4.17</td> <td>H15.4.1</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>山県市</td> <td>H13.8.1</td> <td>H15.4.1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>周南市</td> <td>H14.6.1</td> <td>H15.4.21</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>瑞穂市</td> <td>H14.9.25</td> <td>H15.5.1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>いなべ市</td> <td>H14.4.1</td> <td>H15.12.1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>本巢市</td> <td>H14.4.1</td> <td>H16.2.1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>かほく市</td> <td>H14.4.1</td> <td>H16.3.1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>郡上市</td> <td>H14.4.1</td> <td>H16.3.1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>京丹後市</td> <td>H14.4.1</td> <td>H16.3.1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>対馬市</td> <td>H12.8.1</td> <td>H16.3.1</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>壱岐市</td> <td>H13.8.1</td> <td>H16.3.1</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>五島市</td> <td>H13.7.1</td> <td>H16.8.1</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>天草市</td> <td>H14.4.1</td> <td>H17.1.15</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	新自治体名	法定協設置日	合併年月日	所要月数	西東京市	H11.10.11	H13.1.21	15	さいたま市	H12.4.1	H13.5.1	13	さぬき市	H12.4.1	H14.4.1	24	静岡市	H10.4.1	H15.4.1	60	南アルプス市	H12.4.1	H15.4.1	36	東かがわ市	H12.4.1	H15.4.1	36	宗像市	H12.4.17	H15.4.1	36	山県市	H13.8.1	H15.4.1	20	周南市	H14.6.1	H15.4.21	10	瑞穂市	H14.9.25	H15.5.1	7	いなべ市	H14.4.1	H15.12.1	20	本巢市	H14.4.1	H16.2.1	22	かほく市	H14.4.1	H16.3.1	23	郡上市	H14.4.1	H16.3.1	23	京丹後市	H14.4.1	H16.3.1	23	対馬市	H12.8.1	H16.3.1	43	壱岐市	H13.8.1	H16.3.1	31	五島市	H13.7.1	H16.8.1	37	天草市	H14.4.1	H17.1.15	32
新自治体名	法定協設置日	合併年月日	所要月数																																																																															
西東京市	H11.10.11	H13.1.21	15																																																																															
さいたま市	H12.4.1	H13.5.1	13																																																																															
さぬき市	H12.4.1	H14.4.1	24																																																																															
静岡市	H10.4.1	H15.4.1	60																																																																															
南アルプス市	H12.4.1	H15.4.1	36																																																																															
東かがわ市	H12.4.1	H15.4.1	36																																																																															
宗像市	H12.4.17	H15.4.1	36																																																																															
山県市	H13.8.1	H15.4.1	20																																																																															
周南市	H14.6.1	H15.4.21	10																																																																															
瑞穂市	H14.9.25	H15.5.1	7																																																																															
いなべ市	H14.4.1	H15.12.1	20																																																																															
本巢市	H14.4.1	H16.2.1	22																																																																															
かほく市	H14.4.1	H16.3.1	23																																																																															
郡上市	H14.4.1	H16.3.1	23																																																																															
京丹後市	H14.4.1	H16.3.1	23																																																																															
対馬市	H12.8.1	H16.3.1	43																																																																															
壱岐市	H13.8.1	H16.3.1	31																																																																															
五島市	H13.7.1	H16.8.1	37																																																																															
天草市	H14.4.1	H17.1.15	32																																																																															

協議第6号の2(継続協議)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年6月2日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	1市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。

合併特例を適用しない場合

合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)

合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)

合併する場合において、新市建設計画を基礎としたさまざまな事業が実施される。その計画は、合併前の合併協議会において定められるものであり、その実施については、新市の決定にしたがってなされることになる。そのため、新市建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前の各市町の議会議員が合併後も引き続き、新市の議会議員であることを一定期間保障することにより、その意見を新市建設計画の執行に反映することが必要であると考え。また、合併の先進事例を見てみると新設合併の場合、多くが在任特例を採用している。

(協議第6号の2関係)

区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第1項により合併市町村の人口(地方自治法第254条)に基づいて算出した数。 地方自治法第91条第1項 人口10万以上20万未満の市 34人 *人口 = この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。(地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第1項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 合併後の人口が 10万人以上20万人未満の場合 = 34人 2倍を超えない範囲 34人 × 2 = 68人以内 解散、総辞職などによって、議員がすべてその身分を失った時は、この特例による定数は、地方自治法第91条第1項の規定による定数に復帰するものとする。(合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてその身分を失った時は、これに応じてその定数は第91条の規定にいたるまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ	
6 補欠選挙の適用	有	有	無

(協議第6号の2関係)

留意事項	現 況			備 考			
		桑 名 市	多 度 町	長 島 町	最近の先進事例 (H13.1.1以降 新設合併)		
<p>【関係法令】 地方自治法(昭和22年・法律第67号) 第91条〔市町村議会の議員の定数〕 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>一.人口2千未満の町村 12人 二.人口2千以上5千未満の町村 14人 三.人口5千以上1万未満の町村 18人 四.人口1万以上2万未満の町村 22人 五.人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 六.人口5万以上10万未満の市 30人 七.人口10万以上20万未満の市 34人 八.人口20万以上30万未満の市 38人 (以下 省略)</p> <p>第93条〔任期〕 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>第254条〔人口の定義〕 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。</p> <p>公職選挙法(昭和25年・法律第100号) 第15条(地方公共団体の議会の議員の選挙区) 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。 第33条(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項 市町村の設置の告示 の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>	議員定数	34人	22人	22人	新自治体名	方式	期間
	法定 条例	28人	16人	16人	さいたま市	在任特例	2年
任 期	平成15年5月1日から 平成19年4月30日まで	平成15年5月1日から 平成19年4月30日まで	平成14年10月11日から 平成18年10月10日まで	さぬき市	在任特例	1年2か月	
				静岡市	在任特例	2年	
				南アルプス市	在任特例	1年11か月	
				東かがわ市	在任特例	2年	
				宗像市	在任特例	1年7か月	
				山県市	在任特例	1年1か月	
				周南市	在任特例	2年	
				瑞穂市	在任特例	1年	
				いなべ市	在任特例	2年	
				本巢市	在任特例	1年	
				かほく市	在任特例	1年2か月	
				郡上市	定数特例	—	
				京丹後市	特例なし	—	
				対馬市	在任特例	1年2か月	
				壱岐市	在任特例	2年	
				五島市	在任特例	1年8か月	
				天草市	情報なし	—	

次 回 提 案 事 項

協議第13号

組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	組織及び機構の取扱い	関係項目	
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第13号関係)

組織及び機構の取扱いに関する制度の内容について

留意事項(関係法令)

備考

地方公務員法(昭和25年・法律第261号)

第2条(地方公共団体の法人格とその事務)

1 地方公共団体は、法人とする。

2～13 省略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16～17 省略

第4条(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

1 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

第155条(支庁・地方事務所・支所等の設置)

1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第158条(都道府県の局部・分課及び市町村の部課)

1～6 省略

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失ないように定めなければならない。

第175条(支庁及び地方事務所等の長)

1 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

新市の組織及び機構としての事務所については、次の方式が考えられる。

【本庁方式】

合併市町の組織を1つの庁舎に集約し、本庁以外の従来の庁舎を支所、出張所とする。

【分庁方式】

各市町の従来の庁舎に行政機能を持たせて、業務を分散させる。

【総合支所方式】

管理部門や事務局部門を除き、従来の市町の庁舎に行政機能をそのまま残す。

(協議第13号関係)

組織及び機構の取扱いに関する制度の内容について

留意事項(関係法令)

備 考

地方公務員法つづき

第180条の5(委員会及び委員の設置・委員の兼業の禁止等)

1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1)教育委員会

(2)選挙管理委員会

(3)人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4)監査委員会

2 省略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1)農業委員会

(2)固定資産評価審査委員会

4 前3項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項、第2項若しくは第6項又は第7項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5～8 省略

(協議第13号関係)		現 況		1
区 分	桑 名 市			備考
議会	議会事務局			
市長事務局	市長公室 政策課 広報広聴室(政策課付け) 秘書室 人事課 情報システム推進室 総務部 総務課 ・市民会館・行革推進本部事務局 防災対策室(総務課付け) 合併推進室(総務課付け) 財務課 契約調達課 課税課 収税課 市民部 市民課 市民活動支援室(市民課付け) 地区市民センター(7) 桑名市人権センター 同和課	環境部 環境安全課 廃棄物対策課 ・清掃センター 保健福祉部 福祉総務課(社会福祉事務所) ・市民館(2)・総合福祉会館 ・老人福祉センター・福祉センター 健康推進室(福祉総務課付け) ・保健センター 児童・障害福祉課(社会福祉事務所) ・保育所(7)・療育センター・児童セ ンター(2)・桑名山崎苑 介護・高齢福祉課(社会福祉事務所) ・清風園 保険年金課 産業振興部 商工観光課 ・勤労青少年ホーム 農林水産課	建設部 土木課 下水道課 都市整備部 都市計画課 建築住宅課 駅西まちづくり事務所 検査室 市民病院 事務局 診療科 放射線室 臨床検査室 薬局 看護科 出納室	
教育委員会	教育総務課 学校教育課 ・教育研究所 幼稚園(19) 小学校(20) 中学校(7)	生涯教育課 ・中央公民館・各地区公民館(14)・図書館 ・少年センター・コミュニティプラザ・体育館 ・総合運動公園・スター21	同和教育課 ・教育集会所(3) 文化課 ・博物館・六華苑	
公営企業 (ガス・水道部)	ガス・水道総務課 営業課	水道施設課 ・浄水場	ガス供給課 熱量変更センター ガス工場	
消防	消防本部 ・総務課・消防課・通信指令室・予防課	消防署 ・本署・西分署・大山田分署・多度分署・長島木曾岬分署・東員分署・員弁南分署・員弁北分署		
監査委員会	監査委員会事務局			
選挙管理委員会	(総務課)			
農業委員会	(農林水産課)			
固定資産評価審査委員会	(税務課)			
公平委員会	(総務課)			

現 況			備考
区 分	多 度 町	長 島 町	
議会	議会事務局	議会事務局	
町長事務局	総務部 総務課 市町村合併推進室 企画課 税務課 住民福祉部 住民課 福祉課 ・保育園・すこやか荘 まちづくり環境課 建設部 建設課 産業課 下水道課 水道課	総務部 総務課 合併推進室(総務課付け) 税務課 福祉部 住民課 ・出張所 福祉課 ・保育園 生活環境課 建設部 企画課 ・又木茶屋 産業課 ・輪中の郷 土地改良課 ・排水機場(12) 建設課 ・伊勢湾台風記念館 上下水道課 ・浄化センター・浄水場・配水場	
教育委員会	教育課 ・中央公民館・給食センター・幼稚園 ・小学校(5)・中学校・ふるさと多度文学館 ・体育センター・町営グラウンド	教育課 ・幼稚園(4)・小学校(3)・中学校・給食センター ・海洋センター・公民館・教育集会所	
公営企業	該当なし	(上下水道課) 町長事務局と公営企業は課内の職員で区別	
監査委員会	(議会事務局)	(議会事務局)	
選挙管理委員会	(総務課)	(総務課)	
農業委員会	(産業課)	(産業課)	
固定資産評価審査委員会	(税務課)	(税務課)	
公平委員会	(総務課)	(総務課)	




協議第14号

慣行の取扱いについて
慣行の取扱いについて次のとおり提出する。
平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	市(町)章、市(町)民憲章、市(町)の花・木・鳥、市(町)の歌、宣言、名誉市(町)民・表彰
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第14号関係)				
協議項目	慣行の取扱い		関係項目	市(町)章
基本調整方針				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
制定日	昭和12年4月1日	昭和33年5月1日	昭和49年8月1日	
図柄				
説明	桑(乘)の字を分解し、図案文字にして四方を囲み、まん中に太陽を配したものの。	多ドの文字を図案化したもので真中の多度の多を5つの町村がトの字でしっかりとささえ、将来の躍進を象徴したものの。	ナガシマのナの文字を図案化したもので、先端の水玉は、水郷長島の円満、発展、躍進を象徴したものの。	

(協議第14号関係)

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	市(町)民憲章
基本調整方針			
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
制定日	昭和52年4月1日制定	昭和60年1月8日制定	昭和56年9月30日制定
内 容	<p>わたくしたち桑名市民は、永い伝統と豊かな人情に恵まれてきました。</p> <p>これからも桑名に住んでいることを誇りとする都市にするため、つぎのことを日常生活の「こころがまえ」と定め、たゆまぬ努力をつづけましょう。</p> <p>1 自然を愛し、明るい郷土をつくりましょう。</p> <p>1 互いにたすけ合い、住みよい社会をつくりましょう。</p> <p>1 教養をふかめ、文化の高いまちをつくりましょう。</p> <p>1 健康につとめ、しあわせな家庭をつくりましょう。</p> <p>1 産業をのばし、豊かな都市をつくりましょう。</p>	<p>その昔、濃尾平野がまだ海の頃、気候も温和な尾津ヶ浜のほとりでは尾津平などの竪穴に居住した太渡の人々は狩り・漁りで豊かに暮したと伝えられています。</p> <p>今私たちはこの緑りの地で美しい空と緑と水に育まれて住いすることを誇りに思うと共に更に新しい未来に向けて限りない躍進をめざすために</p> <p>1 信愛と譲り合う心でうるおいある多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 健康で働ける尊さを自覚し奉仕の輪を広げ明るい多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 大自然の恵を感謝し緑に調和した多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 古い伝統を守り新しい教育文化を奨める多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 地域の特性を活かし住みよい働きよい豊かな多度の町をつくりましょう。</p>	<p>1 水郷の自然を愛し住みよい町をつくりましょう。</p> <p>1 教養を深め文化のかおり高い町をつくりましょう。</p> <p>1 心のふれあいを大切にししあわせな町をつくりましょう。</p> <p>1 健康につとめ明るい町をつくりましょう。</p> <p>1 産業の発展に励み豊かな町をつくりましょう。</p>

(協議第14号関係)				
協議項目	慣行の取扱い		関係項目	市(町)の花・木・鳥
基本調整方針				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	1市2町とも 鳥 は未指定
花	昭和52年4月制定 ハナショウブ	昭和54年12月制定 アヤマ	昭和54年4月制定 かきつばた	
木	昭和52年4月制定 カイツカイブキ	昭和54年12月制定 ウメ	昭和54年4月制定 くすのき	
協議項目	慣行の取扱い		関係項目	市(町)の歌
基本調整方針				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
内 容	昭和33年9月制定 桑名市歌	未制定	未制定	

(協議第14号関係)

協議項目	慣行の取扱い		関係項目	宣言
基本調整方針				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
人権	平成4年12月制定 人権尊重都市宣言	平成5年9月制定 人権尊重の町宣言	平成5年12月制定 人権尊重の町宣言	
非核平和	昭和60年9月制定 非核平和都市宣言	平成8年12月制定 非核平和の町宣言	平成9年3月制定 非核平和の町宣言	
交通安全	昭和37年3月制定 交通安全都市宣言			
青少年	昭和41年5月制定 明るい青少年都市宣言			
暴力追放		昭和51年9月制定 暴力追放の町宣言		

協議項目	慣行の取扱い		関係項目	名誉市(町)民、表彰
基本調整方針				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
名誉市(町)民	1人 故:水谷 昇	1人 故:伊藤 馨	5人 伊藤仙七、故:伊藤幸太郎、故:大谷伊佐、故:大橋美生、故:高木甚二	【根拠法令】 桑名市名誉市民条例 桑名市表彰規程 桑名市ふるさと荣誉表彰規程 桑名市文化功労者表彰規程
表彰項目	特別功労表彰 功労表彰 桑名市議会議員表彰 桑名市職員表彰 桑名市消防団員表彰 ふるさと荣誉表彰 文化功労者表彰	特別功労表彰 功労表彰 善行表彰	特別功労表彰 功労表彰 善行表彰	多度町名誉町民条例 多度町表彰条例 長島町名誉町民条例 長島町表彰規則

協議第15号

都市計画に関する取扱いについて
都市計画に関する取扱いについて次のとおり提出する。
平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	都市計画に関する取扱い	関係項目	
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第15号関係)

留意事項(関係法令)	備考(都市計画運用指針 国土交通省HPから抜粋)
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)</p> <p>(都市計画の基本理念)</p> <p>第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。</p> <p>(都市計画区域指定の要件)</p> <p>第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。</p> <p>2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。</p>	<p>都市計画の意義</p> <p>都市計画は都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。</p> <p>このためには、様々な利用が競合し、他の土地の利用との間でお互いに影響を及ぼしあうという性格を有する土地について、その合理的な利用が図られるよう一定の制限を課する必要があるが、都市計画はその根拠として適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものである。</p> <p>従って、都市計画は制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定する性格をもつものといえる。</p> <p>都市計画区域の指定に関する基本的な考え方</p> <p>(1)都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定すべきである。この際、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のない土地は都市計画区域に含めるべきではないが、近年、商業施設やレジャー施設などの大規模施設あるいは廃棄物処理施設などが郊外部の土地や山間部などに散発的に立地する傾向があり、これらに適切に対応できるよう都市計画区域を指定することが望ましい。なお、この場合にあっても、あくまでも一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定するものであって、いたずらに都市計画区域の拡大を行うのではなく、地域の実情によっては、準都市計画区域の活用により対応することも考えられる。</p>

留意事項(関係法令)	備 考(都市計画運用指針 国土交通省HPから抜粋)
	<p>(2)市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、当該合併後の市町村区域について、原則として一つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。しかしながら、</p> <p>合併前の各市町村の区域をめぐる社会的、経済的状况等地域的特性に相当な差異がある。</p> <p>地理的条件等により一体の都市として整備することが困難であること等により、一つの都市計画区域を指定することが困難である場合には実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。例えば、区域区分を行っている都市計画区域を有する市町村と、区域区分を行っていない都市計画区域を有する市町村が合併した場合、それぞれの都市計画区域をそのまま存続させることも考えられる。</p> <p>なお、複数の地理的に離れた区域であっても、実質的に一体の都市として整備、開発及び保全が行うことがふさわしいと認められる場合には、これらの区域を一つの都市計画区域として指定することも考えられる。</p>

(協議第15号関係)

留意事項(関係法令)	備考(都市計画運用指針 国土交通省HPから抜粋)
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)</p> <p>(区域区分)</p> <p>第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。</p> <p>1. 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域</p> <p>イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯</p> <p>ロ 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域</p> <p>ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域</p> <p>2. 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの</p> <p>2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。</p> <p>3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。</p>	<p>区分区域の意義</p> <p>市街化区域と市街化調整区域の区分(以下「区域区分」という。)は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものである。</p> <p>一方、区域区分は、これを前提として他の都市計画の内容が連動して決定されるものであることから、適正な権利制限という視点に立って、その必要性について厳密に検討すべきである。</p> <p>区域区分の考え方</p> <p>区域区分の要否の判断及び区域区分を定めるにあたっての判断は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的を達成するため、以下の視点から行うことが望ましい。</p>

(協議第15号関係)

現 況			
項 目	桑 名 市	多 度 町	長 島 町
都市計画区域	桑名市全域	一部を除く区域	長島町全域
指定年月日	昭和9年2月5日	昭和44年5月20日	昭和44年5月20日
変更決定年月日	昭和31年9月1日	平成12年1月11日	
都市計画区域面積	5,739ha	2,266ha	3,304ha
市街化区域及び市街化調整区域の指定状況	あり	あり	あり
市街化区域面積	2,352.8ha	287.7ha	295.4ha
市街化調整区域面積	3,386.2ha	1,978.3ha	3,008.6ha
用途地域の指定状況	あり 別表1	あり 別表2	あり 別表3
地区計画	・桑名ビジネスリサーチパーク地区 約22.6ha ・森忠芳ヶ崎地区 約0.7ha	小山・多度地区 75.2ha	
都市マスタープラン	桑名市都市計画マスタープラン 平成10年3月策定 目標年次 平成27年	多度町都市マスタープラン 平成10年3月策定 目標年次 平成27年	長島町都市マスタープラン 平成10年7月策定 目標年次 平成32年

(協議第15号関係)

用途指定(別表1)桑名市

種 類	容積率/ 建ぺい率	建築物の 高さの制限	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居 専用地域	50/30	10m	約 5	0.2
	80/50	10m	約 723	30.7
	100/60	10m	約 171	7.3
第二種低層住居 専用地域	80/50	10m	約 19	0.8
第一種中高層住 居専用地域	200/60		約 37	1.6
第二種中高層住 居専用地域	200/60		約 231	9.8
第一種住居地域	200/60		約 504	21.4
第二種住居地域	200/60		約 71	3.0
準住居地域	200/60		約 16	0.7
近隣商業地域	200/80		約 50	2.1
	300/80		約 17	0.7
商業地域	400/80		約 64	2.7
	600/80		約 9	0.4
準工業地域	200/60		約 173	7.4
工業地域	200/60		約 263	11.2
工業専用地域				
合 計			約 2,353	100.0

用途指定(別表2)多度町

種 類	容積率/ 建ぺい率	建築物の 高さの制限	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居 専用地域	50/30	10m	約 64	22.2
第二種低層住居 専用地域	80/50	10m		
第一種中高層住 居専用地域	200/60		約 11	3.8
第二種中高層住 居専用地域	200/60			
第一種住居地域	200/60		約 107	37.2
第二種住居地域	200/60		約 4	1.4
準住居地域	200/60		約 9	3.1
近隣商業地域	200/80		約 5	1.7
商業地域	400/80			
	600/80			
準工業地域	200/60			
工業地域	200/60		約 18	6.3
工業専用地域	200/60		約 70	24.3
合 計			約 288	100.0

(協議第15号関係)

用途指定(別表3)長島町

種 類	容積率 / 建ぺい率	壁面の 後退距離	建築物の 高さの制限	面積(ha)	割合(%)	備 考
第一種低層住居 専用地域	100/50	1.0m	10m	約 21	7.1	
第二種低層住居 専用地域						
第一種中高層住 居専用地域	200/60			約 48	16.3	
第二種中高層住 居専用地域	200/60			約 12	4.1	
第一種住居地域	200/60			約 76	25.8	
第二種住居地域	200/60			約 12	4.1	
準住居地域						
近隣商業地域	200/80 300/80			約 38	12.9	
商業地域	400/80			約 70	23.7	
準工業地域	200/60			約 4	1.3	
工業地域	200/60			約 14	4.7	
工業専用地域						
合 計				約 295	100.0	

協議第16号

姉妹友好都市・国際交流事業について(各種事務事業の取扱い)
姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。
平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	友好都市・町、国際交流
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第16号関係)			
協議項目	姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	友好都市・町
基本調整方針			
現 況			備 考
桑名市	多度町	長島町	
友好都市 【埼玉県行田市・福島県白河市】 ・友好都市調印 平成10年11月 (3市による友好都市提携) ・交流事業 議員交流(4年の任期中に1回) スポーツ団体等諸団体の交流(随時) 行田市とは昭和48年11月に友好都市調印を行なったが、平成10年11月に3市よって新たに友好都市提携を行なったため発展的に解消した。	友好町の提携なし	友好町 【北海道苫前町】 ・友好町調印 昭和56年9月 ・交流事業 中学生交流(3年サイクル) その他団体の交流(随時)	
協議項目	姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	国際交流
基本調整方針			
現 況			備 考
桑名市	多度町	長島町	
桑名市国際交流アドバイザー委員会 (外国人31人、委員18人、事務局2人) 日本語教室 毎月第2・第4日曜日 七夕交流会 毎年7月 ボーリング大会 毎年12月 さくらパーティー 毎年3月	該当なし	該当なし	

協議第17号

情報公開制度について(各種事務事業の取扱い)

情報公開制度(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	情報公開制度(各種事務事業の取扱い)	関係項目	情報公開制度、個人情報保護制度
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第17号関係)

留意事項(関係法令)	備 考
<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。</p> <p>行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)</p> <p>(この法律の趣旨)</p> <p>第1条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。</p> <p>2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>(審査請求期間)</p> <p>第14条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内)に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内にしなければならない。</p> <p>3 審査請求は、処分(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定)があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</p>	

(協議第17号関係)			
協議項目	情報公開制度(各種事務事業の取扱い)		関係項目
基本調整方針			
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
公開の方法開示の方法	閲覧に供する又はその写しを交付する。	閲覧若しくは視聴取に供し、又はその写しを交付する。	
費用負担	手数料は無料。 公文書の写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担。	手数料は無料。 公文書の写しの作成及び送付に要する費用及び電磁的記録の開示の実施に伴う費用は請求者の負担。	
実施機関	市長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公営企業管理者 消防長	町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公営企業管理者
開示対象	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、マイクロフィルム、磁気テープ、電子計算機磁気ファイルで実施機関において管理しているもの。 平成6年度以降に作成し、又は取得した公文書で保存期間の経過していないもの。 平成5年度以前に作成又は取得した公文書で検索資料の整備された永年保存のものに適用。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録)であって、決裁・供覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの。 平成13年7月1日以降に作成又は取得した公文書。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録)であって、決裁・供覧等の手続きが終了し、実施機関が現に保管又は保存しているもの。 平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書。

現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
開示請求対象者	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所有する個人及び団体 市内の事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 ~ 以外で実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	何人も請求できる。		
事務処理フローの概要	公開請求 公文書の特定 請求書の受付 公開の可否の決定 決定通知書 公開(写しの作成、交付、閲覧、費用の徴収)	公文書の公開請求 請求公文書の特定 公開・非公開の検討、起案、決裁、決定 公開・非公開の決定通知 公開(閲覧、視聴、写しの作成・交付、費用の徴収)		
請求方法	所定の請求書を提出			
決定及び通知	請求があった日から15日以内に決定。通知は書面により行う。			(情報審査会の構成人数について)
不服申立てがあった場合	速やかに情報公開審査会に諮問する。	情報公開審査会の構成：識見を有する者5名		1市2町とも情報公開条例では5名以内と規定されている。
【根拠法令】桑名市情報公開条例、多度町情報公開条例、長島町情報公開条例				

(協議第17号関係)				
協議項目	情報公開制度(各種事務事業の取扱い)		関係項目	個人情報保護制度
基本調整方針				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
公開の方法開示の方法	検討中	文書、図画、写真...閲覧又は写しの交付 電磁的記録...視聴、閲覧又は写しの交付等での種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法		
費用負担		手数料は無料。 公文書の写しの作成及び送付に要する費用及び電磁的記録の開示の実施に伴う費用は請求者の負担。		
実施機関		町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 消防長	町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 消防長 公営企業管理者	
開示対象		実施機関の職員が職務遂行上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が現に保管又は保在しているもの。 多度町情報公開条例の施行日(平成13年7月1日)以後に作成し、又は取得した公文書。	実施機関の職員が職務遂行上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が現に保管又は保在しているもの。 長島町情報公開条例の施行日(平成13年4月1日)以後に作成し、又は取得した公文書。	

現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
開示請求対象者	検討中	本人又は代理人	
事務処理フローの概要		開示請求 開示の可否の決定 決定通知書 開示(閲覧、写しの交付、視聴等、費用の徴収)	
請求方法		所定の請求書を提出	
決定及び通知		開示請求書を受理した日から15日以内に決定し、書面により通知する。	
不服申立てがあった場合		遅滞なく個人情報保護審査会に諮問する。 個人情報保護審査会の構成：識見を有する者5名以内	
【根拠法令】多度町個人情報保護条例、長島町個人情報保護条例			施行日 平成15年9月1日(2町とも同日の施行日)